

電波監理委員会の意義・教訓

原田祐樹¹

我が国における情報通信行政機関の在り方について客観的に考察するには、電波監理委員会（昭和25～27年）が適切な素材であろうと考え、調査研究を進めてきたところ、同委員会は、行政組織とは別に、運営手続論として透明性等で注目すべき点があるのではないかと考えるに至った。そして、同委員会の行政運営の透明性とその実績、特に規則制定のような準立法的機能や異議申立ての審査のような準司法的機能における透明性について紹介し、聴聞といった同委員会の取組が、情報通信分野における政策の透明性を確保する上で、当時としてみれば大きく注目すべきところがあったことを論じた。同委員会の聴聞手続は、その後の郵政省・総務省における電波監理審議会においても受け継がれている。行政手続法や行政情報公開法の整備がなされる半世紀も前の取組として、このような同委員会の意義・教訓を評価する。

1. 情報通信政策を担当する行政機関をめぐる論議

1. 1. 日本の行政委員会

我が国における情報通信政策を担当する行政機関（以下情報通信行政機関と言う）について客観的に考察する素材としては、我が国自身においてかつて存在していた電波監理委員会という行政委員会が適切であろうと考え、調査研究を進めてきたところ、電波監理委員会には、組織体制論以外に、運営手続論として、透明性等で注目すべき点があるのではないかと考えるに至った。この点を検討課題とする。

情報通信行政機関を考察するにあたって、まず行政機関について紹介する。

行政の事務を担当する行政機関には、①国の各省大臣や刑事法廷における検察官、地方公共団体の都道府県知事、市町村長等の自然人を長にいただく独任制の行政機関、②複数の委員によって構成される合議制の行政機関、の2形態が存在する。合議制の行政機関には、自然人の合議体の形態をとり、かつ、母体となる行政機関から或る程度独立した形でその所管する特定の行政権を行使する地位を認められる行政委員会がある。

上記の行政委員会については、わが国では、大きく3種類がある。まず、国家行政組織法（昭和23年7月10日法律第120号）第3条の委員会である。国家行政組織法第3条では、「行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁」とされており（第2項）、同法別表第1に規定されている（第4項）。省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるが、委員会及び庁は、省にその外局として置かれることとされている（第3項）。この種の委員会は、現在、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会（平成20年10月1日に、航空・鉄道事故調査委員会と海難審判庁を

¹ 総務省情報通信政策研究所調査研究部研究官。本論における著者の見解に相当する部分については、著者が所属する組織の見解を示すものではない。

統合して設置された。)がある²。

次に、内閣府の外局として設置される委員会がある。これは内閣府設置法（平成11年7月16日法律第89号）第49条及び第64条に規定されており、公正取引委員会及び国家公安委員会がある現状である。

最後に、人事行政の公平を保つ観点から、内閣から独立して権限を行使することができる人事院がある。国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）第3条に、「内閣の所轄の下に人事院を置く」と規定されている。したがって、我が国では行政委員会は、数が少ない。

国の行政機関における行政委員会は、戦後改革の中で数多く設立された³が、日本が独立を回復するに伴って多くが廃止され、今日に至っている。

このように行政委員会は行政権限を行使する合議制の行政機関であるが、この中には、狭義の行政的機能の他に、規則制定等の準立法的機能や、争訟の判断等に関する準司法的機能も有する委員会も存在する。この点については、第4章の電波監理委員会の運営手続に関する論考において後述する。

なお、同じく複数の委員によって構成される合議制の機関であっても、行政庁から諮問を受けて、審議、調査し、意見を具申する「諮問機関」（内閣府設置法第37条・第38条・第54条、国家行政組織法第8条に規定される審議会等）が存在する⁴。そうした諮問機関の中でも、行政庁の意思決定の要件としてその議決が必要とされ、行政庁を拘束する「参与機関」も存在する⁵。しかしながら、これらは、同法第3条に基づき行政権限を行使して行政事務をつかさどるような前述の行政委員会とは区別される。これらの諮問機関や参与機関は多数設置されている。

また、行政委員会と呼ばれる行政機関は地方公共団体においても設置されている。地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第180条の5に従って、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会等の行政委員会が設置されている⁶。

² かつては、本稿で論ずる電波監理委員会の他に、司法試験管理委員会及び船員労働委員会等も設置されていた。

³ 塩野宏『行政法Ⅲ[第三版]行政組織法』有斐閣、p.71、2008

⁴ 宇賀克也『行政法概説Ⅲ 行政組織法／公務員法／公物法 〔第2版〕』有斐閣、p.31、2010

⁵ 同書、p.31

⁶ 地方の名士ではあるものの非専門家が選任され、形骸化している等の批判があり、特に選挙管理委員会については、元地方議会議員の再就職の場に利用されているなどの批判も寄せられている。「東京23区 選管委員7割が元議員 天下り？落選議員も複数」東京新聞、2010年9月29日朝刊1面、同日朝刊24面「こちら特報部「にっぽん再起動」 23区議OB 選挙委員へ“天下り” 引退後の食いぶち？月数回会合で30万円前後」、同日朝刊25面「こちら特報部「にっぽん再起動」 選考密室 なれ合い 「月額報酬違法」判決 見直し動き新宿だけ」、

「元議員、都市で高比率 選管「天下り」高額報酬が要因？」東京新聞、9月30日朝刊29面。

1. 2. 情報通信行政機関をめぐる論議の概観

我が国において、情報通信政策は、平成13年1月の中央省庁再編以前は郵政省、再編以降は総務省という独任制の行政機関が担当しているが、これを修正すべしとの論議は幾度か登場しては、消滅してきている。

古くは、昭和39年の臨時放送関係法制調査会⁷の答申での、山田節男委員の少数意見における独立行政委員会としての放送監理委員会構想である⁸。

次は電気通信との関係である。昭和60年に日本電信電話公社が民営化され、競争原理が導入された後も、NTTと新規参入事業者との間の公正有効競争条件を確保すべく、市場支配力を有するNTTの経営形態の在り方が政策課題に採り上げられてきた。結局平成11年5月21日に、郵政省がNTT再編成に関する実施計画を認可し、5月28日にはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が設立され、7月1日にはNTTは持株会社の下に再編成（東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の設立）された⁹。

ここに至るまでの時期に郵政省を行政委員会に改組すべきではないかという論議が登場した¹⁰。

教育委員会や公安委員会についても、行政委員会本来の機能をしているとは言い難いという批判がある。木村順吾『IT時代の法と経済－競争力と公益の視点』東洋経済新報社、p.286、2001

⁷ 郵政省の附属機関として設置された調査会。

昭和37年10月11日に郵政大臣から諮問を受けて、約2年間にわたり、放送に関する内外の諸事情及び意見を聴取し、委員が地方の実情視察や公聴会を行う等、広く実情の把握各種意見の収集を行った。郵政省臨時放送関係法制調査会『答申書』郵政省、p.1、1964

⁸ 同書、pp.132-137。この山田委員の少数意見は、その後の行政機構の検討においても少数意見のまま存置されてきたという批判がある。服部孝章「規制機関のあり方と免許制度」『法律時報』第67巻第8号、日本評論社、p.23、1995

⁹ ここに至るまで、平成元年10月2日の「今後の電気通信産業の在り方」に関する電気通信審議会中間答申」や、平成2年3月2日の「「今後の電気通信産業の在り方」に関する電気通信審議会最終答申及び政府措置決定」、平成8年2月29日の電気通信審議会の「NTT分離・分割」の答申があった。

¹⁰ 通信事業者のみならず、通信事業を管轄する規制機関からも独立した中立的な第三者機関として、回線接続のルール設計と接続協議のレフェリー機能を担う機関を常設し、その形式として独立行政委員会を採るという案が平成10年に主張された。

総合研究開発機構電気通信産業研究会（第2期）『電気通信産業における事業者網相互接続に関する研究-公平な相互接続のための新しい枠組み作りに向けて-』研究報告書、総合研究開発機構、pp.17-28、1998

この報告書を取りまとめた、総合研究開発機構の電気通信産業研究会（第2期）であるが、この研究会の第1期では、NTTの分離・分割が競争促進につながる保証はないこと等を主張していた。

さらには、橋本龍太郎内閣における省庁再編をめぐって、平成9年9月の行政改革会議の中間答申では、総務省の外局として、郵政事業庁と並んで「通信放送委員会」を創設する案が盛り込まれたことがあったものの、最終的には、郵政省の情報通信部門は、自治省及び総務庁とともに統合された総務省の内部部局となった¹¹。

情報通信行政機関についての議論はその後も起こり、平成16年1月16日の経済財政諮問会議で、小泉純一郎首相は、総務省の情報通信政策局と経済産業省の商務情報政策局などの情報通信部門を統合し、情報通信行政を一元的に担う「情報通信省」の創設を検討する意向を表明した¹²。また、平成18年には、竹中平蔵総務相の発言に端を発した「情報通信省」構想は、省庁再編として自由民主党運動方針にも盛り込まれ¹³、竹中総務相が省内に発足させた「通信と放送の在り方に関する懇談会」の第1回の会合（1月20日）では、「通信・放送の融合時代における法体系や行政組織の在り方」が検討課題の1つに挙げられた。そして、次の菅義偉総務相も、平成19年1月に、総務省、経済産業省、文部科学省、内閣府の情報通信担当部局を統合した「情報通信省」（仮称）を創設する構想を明らかにした¹⁴。それらにおいては、情報通信行政機関

河上百合「世界的な高度情報化社会に対応した電気通信産業のあり方に関する研究（第2期）電気通信ネットワークのオープン化に関する緊急提言」『NIRAニュース』1997年2月号、総合研究開発機構ホームページ（<http://www.nira.or.jp/past/pubj/niranews/nn9702/2.html>）（2011/1/26 確認）

また、接続ルールの公正・中立性を確保するため、事業者間の調整等を行う第三者機関を設置し、それは通信事業に係わる政策立案機関から独立した中立的な公的機関とすべきという主張が平成8年の段階でNTTからあった。郵政省電気通信審議会「接続の基本ルールに係わるNTTの考え方」『電気通信審議会第4回接続の円滑化に関する特別部会公表資料（日本電信電話株式会社）』、総務省郵政事業庁(旧郵政省)ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/telecouncil/sougo/60701f10.html）（2011/1/26 確認）。

¹¹ この背景について、行革会議の事務局が通産省に支配されていたためであり、最終的には、郵政省の産業振興部門を通産省に吸収する焼け太り構想に対して反発が大きかったという説がある。

池田信夫「「日本版FCC」なんていない」、言論プラットホーム アゴラ ホームページ（<http://agora-web.jp/archives/729924.html>）（2011/1/26 確認）

¹² 内閣府「平成16年第1回経済財政諮問会議議事要旨」2004年1月16日、内閣府ホームページ（<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2004/0116/shimon-s.pdf>）、p.5、（2011/1/26 確認）

¹³ 自由民主党「平成18年党運動方針」2006年1月18日、自由民主党ホームページ（<http://www.jimin.jp/jimin/jimin/toutaikai/toutaikai73/houshin/houshin01.html>）（2011/1/26 確認）

¹⁴ 共同ニュース「情報通信省」構想を表明 総務相、関係部局を統合」2007年1月13日、47NEWSサイト（<http://www.47news.jp/CN/200701/CN2007011301000526.html>）（2011/1/26 確認）

を行政委員会とすべきとの意見は見られなくなった¹⁵。

最近では、民主党が平成21年の衆議院総選挙の前に作成した「民主党政策集INDEX2009¹⁶」では、通信・放送行政を総務省から切り離し、独立性の高い独立行政委員会として通信・放送委員会（日本版FCC）を設置するという公約を掲げ、総選挙勝利後の9月23日には、「政府は22日、総務省から通信・放送行政の一部を切り離して、通信・放送委員会を設置するための関連法案を2010年中にまとめ、2011年の通常国会に提出する方針を固めた。」と報道されていた¹⁷。しかしながら、政権交代後に担当大臣となった原口一博総務大臣は、平成22年1月5日の会見で、「情報通信の砦」について、「日本版FCCという言葉は使いたくない」と発言した¹⁸。そして、同年12月の総務省の「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」の報告書では、日本版FCCといった新しい機関の導入については、両論併記の立場を取るに止まった¹⁹。

1. 3. 行政委員会の問題点

こうした沿革からして、情報通信行政を独立行政委員会とすることの問題点は、既に一定の検討がなされていると考えるべきである。これに関して平成9年に行政改革会議が中央省庁再編問題を議論した際、郵政省を独立行政委員会とする案に対して、郵政省が同会議に提出した資料²⁰を見てみる。

そこでは、

「①行政委員会は、米国と異なり、議院内閣制の下で大臣を長とする独任制機関が基本の我が国において、例外的存在であり、GHQの占領下で戦後設立された行政委員会の多くも、責任の不明確さや非能率により昭和27年に原則廃止。当事者間の利害調整等、公正中立的な立場において特に慎重な判断が求められる分野について存置。②情報通信分野は、急速な技術革新を背景として、各国の浮沈をかけた厳しい国際競争が行われており、我が

¹⁵ IT不況を克服し、更に我が国情報通信産業の国際競争力を強化すべきとの観点から、情報通信産業の振興と規制を一体化した強力な行政機関が必要との考えによるものと考えられる。

¹⁶ 民主党『民主党政策集INDEX2009』2009年発表、民主党ホームページ (<http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/INDEX2009.pdf>)、p.11、(2011/1/26 確認)

¹⁷ 「通信放送行政、独立へ 「日本版FCC」創設で政府方針 11年に法案提出」朝日新聞、2009年9月23日

¹⁸ 総務省「原口総務大臣閣議後記者会見の概要」2010年1月5日、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/23366.html)(2011/1/26 確認)

¹⁹ 総務省「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム報告書」、2010年12月22日発表、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000095282.pdf)、pp.3-10、(2011/1/26 確認)

²⁰ 郵政省報道資料「11/12付:行政改革会議提出資料—情報通信行政の在り方—」、1997年11月12日発表、総務省郵政事業庁（旧郵政省）ホームページ (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/sonota/971112j902.html) (2011/1/26 確認)

国としても国際対応、制度改正、世界標準を目指した研究開発等、国としての総合的、戦略的、機動的対応が求められる。このような分野には、内閣からの独立性を有する合議制の行政委員会は馴染まないと考える。③郵政大臣による災害時における重要通信確保や、自衛隊法に基づき行う緊急通信の確保等のための迅速かつ能動的な意思決定は、現在のよう大臣を長とする独任制機関が適切と考える。」と論じられている。

そもそも行政委員会には、合議制の行政機関であることから生じる責任の不明確性といった一般的な問題が存在する上に、実務運用面では、情報通信行政のような総合的な行政を推進するに際して他省庁との連携が困難になること、予算の獲得も困難であること、また、現実的にも情報通信行政のような専門技術分野に精通しており、かつ、政治や業界の影響力から独立した適切な人材を確保するのは困難であることといった問題点が考えられる²¹。

こうして独立行政委員会という構想は下火になっており、現在、情報通信行政の適正な運営を確保するための行政組織面での対応としては、あくまで総務省を主務官庁とする独任制の行政機関を前提としながら、電波監理審議会といった機関を設置し、行政の執行をする上で活用するというのが現状である。

1. 4. 従前の検討の限界

毎年米国政府から寄せられる、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブに基づく日本政府への米国政府の年次改革要望書」の第1項目は電気通信だった。この要望書では電気通信事業の規制機能を省庁の管轄から独立した機関へ移行すべしとの要望が繰り返された²²。これは、中立な規制機関がないことが外資系通信会社の市場参入を妨げているからだとの疑念を米国が有していたからと考えられる²³。したがって、米国からの行政委

²¹ 芦部信喜氏らの有識者で構成された放送通信制度研究会が昭和59年1月に取りまとめた「放送制度に関する法政策研究報告書」中の「5 放送行政のあり方」において、放送行政における行政委員会制度の問題点としてあげられた指摘をもとにした。

芦部信喜編『共同討議 ニューメディア時代の放送制度像』日本放送出版協会、p.34（巻末付録ページ）、1986

こうした指摘は広く情報通信行政に妥当すると考えられる。

²² 在日米国大使館「Economic Relations - Major Documents」、在日米国大使館ホームページ (<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/e/jusa-usj-majordocecon.html>) (2011/1/26 確認)から、これらの要望書を閲覧することが可能。2001年の要望書に、「強力で独立した電気通信規制機関を設立」と表現されて以来、2002～2006年、2008年とこうした機関の設置を求める主張が見られる。同じホームページから確認できる、2000年の「規制撤廃および競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブに基づく日本政府への米国政府要望書」でも、電気通信において独立した規制機関を求める主張が見られる。こうした主張において、自国の規制機関である行政委員会のFCCが念頭にあったことが考えられる。

²³ 池田信夫「日本に「情報通信省」は必要なのか?」、池田信夫の著作物 ホームページ (<http://www003.upp.so-net.ne.jp/ikedapc/japan17.html>) (2011/1/26 確認)

員会設置論は、米国が他国の市場を開放させようとする国益を反映したものであったことに留意しておく必要がある。

しかしながら、当の米国についても、規制機関の取込み現象の視点から、「規制機関を取り込もうとするのは、規制される産業だけでなく、議会あるいは政権党もそうであろう。アメリカ合衆国においても、独立規制機関とされるFCCを、歴代の大統領があたかも自己の指揮下にある執行機関であるかのように扱ってきたといわれる。」とも論じられている²⁴。

このように情報通信行政を独立行政委員会とすることの問題点についての検討蓄積があるにもかかわらず、何故に情報通信行政委員会構想が繰り返されるのであろうか。その理由について、筆者は次のように考える。

情報通信行政委員会制度について各種の欠点が指摘されるにしても、通信・放送の規制を独立行政委員会で行っていないのは、加盟国の中で日本、トルコ及びポーランドの3ヶ国だけであるというOECD（経済協力開発機構）調査²⁵があって、我が国が、世界標準、特に先進国の標準から逸脱しているかの強い印象を与えてしまうからではなかろうか。

しかしながら、平成20年に、米連邦通信委員会（FCC）をモデルとして、情報通信省を放送委員会（平成12年の新放送法施行に伴い、従前の公報庁から合議制の放送委員会に改組）と統合して、放送通信委員会（KCC）を設置した韓国²⁶では、報道等²⁷によれば次のような課題もある。

KCCは大統領直属の機関であり、委員5人は、大統領が任命する（大統領が2人を、国会が残る3人を推薦するが、そのうち1人は与党側から入るので、結果として政権側に近い人物が過半数を占めることになる。）ため、むしろ政治と密着すると考えられている。現に、崔時仲KCC委員長は、李明博大統領の側近であり、かつ有力紙の東亜日報出身であるため、新局開設にあたり、複数の新聞社からの申請についてどの社を選定するかについて、中立的ではないとの批判が存在しており、特定のメディアとの距離について問題視されている。また、KCCになってから意思決定が遅くなり、悪い点が多いとの意見も出ているという。

なお、わが国が情報通信行政組織の創造を促す社会状況が欠如することによって、韓国のような法制度のダイナミックな展開を経験できていないことは、この分野の法理論のみ

²⁴ 長谷部恭男『テレビの憲法理論—多メディア・多チャンネル時代の放送法制』弘文堂、pp.110-111、1992

²⁵ 通商産業省「検討課題5（ネットワークインフラ）論点メモ」『産業構造審議会第二回情報経済部会 資料』2000年6月、p11、経済産業省ホームページ(www.meti.go.jp/report/data/gjoho12j.pdf)(2011/1/26 確認) でこのOECDの調査を元にした主張がされている。

²⁶ 田中則広「韓国KCC(放送通信委員会)とKCSC(放送通信審議委員会)～政治からの「独立性」は保てるか～」『放送研究と調査』2010年7月号、日本放送出版協会、pp.46-57、2010といった研究が近年見られる。

²⁷ 「（メディア激変134）韓国から—12 韓国版FCCが教えるもの」朝日新聞、2010年10月19日

ならず実務の発展にとっても、必ずしも望ましいものとはいえないという指摘もある。しかし、韓国については最近20年ほどの、民主化・政権交代といった政治そのもののダイナミックな展開がこの背景にあり、わが国とは事情が大きく異なることに注意しなければならない。従って、わが国としては、こうした背景事情をよく理解した上で、その事例を法理論及び実務に役立てて行くことが重要であろう。

隣国韓国の試行錯誤をはじめとする諸外国における独立行政委員会の長短を十分に参考にするべきで、世界標準であるとの掛声に乗って、安易に「日本版FCC」を導入することは必ずしも賢明ではないと考えられる。

これについて例えば、慶應義塾大学SFC研究所プラットフォームデザイン・ラボが平成21年秋に開催した「GIEシンポジウム 情報通信制度改革三部作シリーズ」では、「日本版FCC」が議題のひとつとして取り上げられたが、組織論は枝葉の話であり、より根幹の議論をすべきとの意見が示されている²⁸。また、放送問題を取り扱う市民団体の「開かれたNHKをめざす全国連絡会」の提言「「日本版FCC」でない独立放送委員会を²⁹」（平成21年10月23日公表）でも、日本版FCCという言い方にとられるなという主張がされている。

なお、情報通信に含まれる放送の観点から、この分野での行政委員会の導入についてはより熟慮を要することを指摘しておきたい。規制する行政機関を、合議制で独立した行政委員会にすることで、形式的には民主的で透明性が高くなるので、放送に対する権限を強化しても構わないとする主張も理論的には考えられる。しかし、これは行政機関の公権力規制における権限の強化であることに変わりはないので、憲法学の観点から報道の自由に対する公権力規制そのものを警戒する立場からは、むしろ憂慮されるだろう。とすると、行政委員会ありきではなく、規制のあり方をまず考えるべきではないだろうか。

放送について、一点補足しておきたい。これまでは1対nの関係であるとか報道であるとか放送の固有の属性が注目され、そのため放送行政という概念があり、かつ放送行政に限って行政組織を議論するということも考えられた。しかし、通信と放送の融合が進んでいけば、中長期的に見ると、あくまで情報通信行政の中の分野としての放送行政と位置付けになることは十分考えられる。ただし、この流れにおいては、これまでは専ら放送行政の枠内で考えられていた報道の自由といった問題が、情報通信行政全体の問題として起こる可能性をもっており、これまで放送行政において培われてきた知見がますます必要になってくることも考えられる。

²⁸ 慶應義塾大学SFC研究所「シンポジウムレポート 第2回テーマ 「独立行政委員会（日本版FCC）は創設すべきか」」『慶應義塾大学SFC研究所プラットフォームデザイン・ラボ GIEシンポジウム 情報通信制度改革三部作シリーズ：電波オークション、日本版FCC、NTT再々編』、慶應義塾大学ホームページ（<http://gie.sfc.keio.ac.jp/sympo0911/log/1119.html>）（2011/1/26 確認）

²⁹ 開かれたNHKをめざす全国連絡会「～放送行政の独立機関化について提言します～ 「日本版FCC」でない独立放送委員会を」、醍醐聡のブログ ホームページ（http://sdaigo.cocolog-nifty.com/teigen_dokurituhosoiinnkai20091023.pdf）（2011/1/26 確認）

1. 5. 論考の視点

特定の利害関係を背景にした見解を前提に考察するのではなく、また、諸外国の事例を参照するのでもなく、純粹に我が国における情報通信行政機関の在り方について客観的に考察する素材としては、我が国自身においてかつて存在し、既に歴史として冷静な考察が可能となっている電波監理委員会という行政委員会が、地に足がついていて有益だろうと考えた。電波監理委員会については、GHQ（連合軍総司令部）の命令で設置されたものの、占領体制終了とともに廃止され、郵政省の直轄に組み込まれたが、その理由については、一般には、「組織としては、徒らに厩大化し、能動的に行政目的を追求する事務については責任の明確化を欠き、能率的な事務処理の目的を達し難いから」³⁰とのみ簡単に片付けられている。

しかしながら、筆者は電波監理委員会について調査したところ、こうした組織体制論以外に、運営手続論として、透明性、説明責任という点において注目すべきものがあったと考えるに至った。上述した慶應義塾大学SFC研究所プラットフォームデザイン・ラボによるシンポジウムでも、日本のIT政策の政策決定プロセスには、透明性、説明責任といった観点が重要であるとの問題意識が示されているが³¹、これとも関連するものである。

そこで、第2章で、電波監理委員会を概観した上で、第3章では、組織体制面で何故に廃止されるに至ったのか、続いて第4章では、組織体制論とは切り離して運営手続面での特徴、第5章ではその実績ということで、第6章ではそして廃止後にその特徴が如何に伝承されていったのかという史実を振り返ってみることとしたい。

³⁰ 政令諮問委員会の昭和26年8月14日答申「行政制度の改革に関する答申」が元になっていると考えられる。答申の該当箇所は、行政管理庁管理部編『行政機構年報 第三巻』行政管理庁、p.305、1952に収録。

³¹ 慶應義塾大学SFC研究所「シンポジウムレポート 第2回テーマ「独立行政委員会（日本版FCC）は創設すべきか」」『慶應義塾大学SFC研究所プラットフォームデザイン・ラボ GIEシンポジウム 情報通信制度改革三部作シリーズ：電波オークション、日本版FCC、NTT再々編』、慶應義塾大学ホームページ（<http://gie.sfc.keio.ac.jp/sympo0911/log/1119.html>）（2011/1/26 確認）

2. 電波監理委員会の概観

2. 1. 電波監理委員会の設置の経緯

電波監理委員会は、占領下の放送制度改革の中で成立した行政機関であり、行政委員会という形式をとった。昭和25年6月1日に電波三法の施行（電波法、放送法、電波監理委員会設置法）に伴って設置されており³²、電波監理委員会の構成員（当初）は以下のとおりである³³。

委員長: 富安謙次(元・通信事務次官)、副委員長: 網島毅(元・電波監理長官)

委員: 岡咲恕一(法務府法制意見局第一部長)、瀬川昌邦(元・東京都電機試験所長、電気通信省運営審議会委員)、坂本直道(元・満鉄欧州出張所長)、抜山平一(東北大学工学部教授、電波技術審議会委員)、上村伸一(元・満州国駐在公使)

電波監理委員会が設置されるまでの経緯は、概ね次のとおりである³⁴。

戦争終結後、GHQは、日本国政府に対して、日本放送協会の番組の民主化を求めたが、占領軍の利益に沿う形でこれを行った。放送事業者は占領軍の利益に沿うこともあって、まず日本放送協会に限定したうえで、その改革を行うところから始めた。

その後の昭和21年11月の臨時法令審議委員会³⁵の設置に始まる本格的な放送法制度の改革においては、臨時法令審議委員会は、日本放送協会による独占放送方式という前提を、法制的にも明確化することを図ったのであり³⁶、その関係から、無線全般の施設・技術・監理に関する一般法としての電波法案と、日本放送協会組織法案に分離した。それは今日の電波法・放送法の原型になったが、日本放送協会の性格をめぐって法案作成作業は行き詰まった。

それを打開した昭和22年10月のフェイスナー・メモ³⁷以降、民間放送の設立を前提にし

³² 電波監理委員会は、委員長1人及び委員6人をもって組織することとなっており（電波監理委員会設置法第5条）、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することになっていた（電波監理委員会設置法第6条第1項）。荘宏・松田英一・村井修一『電波法 放送法及 電波監理委員会設置法 詳解』日信出版、p366、1950

³³ 電波監理委員会『電波監理委員会年次報告第1回』電波監理委員会、冒頭見開き、1951。委員の経歴は、松田浩「「電波監理委員会」はなぜ葬られたのか!？」『ぎゃらく』2000年10月号、放送批評懇談会、p.15、2000を元にした。

³⁴ 電波監理委員会の設置経緯については、以下の代表的な文献があり、参考にした。
内川芳美『マス・メディア法政策史研究』有斐閣、1989

³⁵ 通信省大臣官房内に、鈴木恭一次官を委員長とし、各局長を委員とする臨時法令審議委員会が設置され、関係法令の整備作業に着手した。内川、前掲書、p.288

³⁶ 内川、前掲書、p.298

³⁷ 昭和22年10月16日にGHQは放送法制度に関する重大な示唆を日本政府に対して出したが、この伝達を行ったGHQのフェイスナー氏の名をとって、この示唆はフェイスナー・メモと呼ばれている。示唆の大要については、放送法制立法過程研究会編『資料・占領下の放送立法』東京大学出版会、pp.149-163、1980に掲載されている。

た制度設計が進められた。そして電波行政を行う電波庁と放送行政を行う放送委員会の二本立てということで進められていった。

しかし放送委員会構想は、昭和24年6月のバック勧告³⁸以後大きく姿を変え、放送のみならず電波行政をも含めた電波監理委員会構想に変わった。そして、この電波監理委員会は、GHQと日本政府との間の交渉の末、昭和25年6月1日には総理府外局として誕生した。

なお、後述する聴聞については、終戦後の立法において現れた新しい制度であって³⁹、昭和24年3月の段階で、電波法中に、「重要な規則の制定改廃及び重処な処分をする場合等に、聴聞（公聴会）の規定を置くこと」についてGHQとの間に了解が取れていた⁴⁰。

2. 2. 電波監理委員会の組織

次に、電波監理委員会の組織としての特徴を振り返る。

まず所掌事務等についてである。電波監理委員会の所掌事務は、次のとおり電波監理委員会設置法（昭和25年5月2日法律第133号）で定められていた（第3条）。

第3条 電波監理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。

- 1 無線局の開設の根本的基準を定めることその他無線局（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の免許等に関すること。
- 2 無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。
- 3 無線局の運用に関すること。
- 4 無線従事者国家試験に関すること。
- 5 無線従事者の免許に関すること。
- 6 日本放送協会に関すること。
- 7 電波監理委員会の処分に対する異議の申立の聴聞に関すること。
- 8 前各号に掲げるものの外、電波及び放送の規律に関すること。

次に電波監理委員会の権限であるが、これは設置法の第4条⁴¹に列記されている。

³⁸ 昭和24年6月18日に、GHQのバック代将が日本の電気通信大臣に出した勧告であり、ここで、無線規律委員会（Radio Regulatory Commission）を総理大臣の下に作ることという方針が示された。この勧告に沿って電波監理委員会が設置される方針となった。

³⁹ 荘・松田・村井、前掲書、p.228

⁴⁰ 同書、p.21

⁴¹ 第4条 電波監理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなさなければならない。

- 1 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 2 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 3 所掌事務の遂行に直接必要な事務所、業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

加えて、一般的権限については、第17条及び第18条に規定がある⁴²。

まず、電波監理委員会規則の制定がある。電波監理委員会は、法律若しくは政令を実施

-
- 4 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。
 - 5 不用財産を処分すること。
 - 6 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
 - 7 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
 - 8 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
 - 9 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。
 - 10 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
 - 11 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
 - 12 電波監理委員会の公印を制定すること。
 - 13 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を与えること。
 - 14 所掌事務に関し、報告を徴すること。
 - 15 電波の利用に関する業務及び技術の研究及び調査であつて、所掌事務を遂行するのに必要なものを自ら行い、又は自ら行うことを不利と認める場合にこれを部外の研究機関に委託すること。
 - 16 所掌事務を遂行するのに必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。
 - 17 条約により定められた範囲内において電波の管理に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。
 - 18 無線局の開設を免許し、又は承認すること。
 - 19 無線局についてその無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検査すること。
 - 20 電波を監視し、及び規律すること。
 - 21 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。
 - 22 電波が伝わる状況を予報し、及び電波の伝わり方の異常に関して警報を発すること。
 - 23 無線設備の技術基準を定めること。
 - 24 委託により、無線設備の機器の型式検定をすること。
 - 25 無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を与えること。
 - 26 委託により、無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。
 - 27 委託により、無線局の周波数を測定すること。
 - 28 日本放送協会の定款の変更を認可すること。
 - 29 日本放送協会に対し、国際放送を行うべきことを命ずること。
 - 30 日本放送協会とその放送を受信する者との契約の条項を認可すること。
 - 31 日本放送協会の放送設備の譲渡、賃貸等につき認可すること。
 - 32 日本放送協会が放送受信用機器の修理業務を行うことができる場所を指定すること。
 - 33 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、電波監理委員会に属させられた権限

⁴² 萩・松田・村井、前掲書、p.359

するため、又は法律もしくは政令の特別の委任に基づいて、電波監理委員会規則を制定することができる（設置法第17条）。この電波監理委員会規則は一般人をも拘束する法規命令の一種で単に行政各部の内部だけで効力を有する行政命令ではない⁴³点は注目される。

透明性の点から注目されるのが第16条である。電波監理委員会の業務はすべて、設置法第16条の規定によって、委員長及び3人以上の委員が出席して、会議を開き、議決によって行われる⁴⁴。そして第16条第3項に、「電波監理委員会の会議の議事は、議事録として記録しておかなければならない。この記録は、電波監理委員会規則で定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならない。」と規定されている。また、内閣総理大臣への報告という点にも注意が払われている。即ち、設置法第18条第1項は、「電波監理委員会は、第16条の規定による会議を開いて議決をしたときはその要旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。但し、内閣総理大臣がその必要がないと認めた事項については、この限りでない。」と規定している。

ついで注目されるのが、設置法第18条第2項である。即ち「電波監理委員会は、左に掲げる事項について調査し、毎年1回内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない」と規定している。

1. 無線局の開設の状況
2. 放送番組の状況及びその改善の方策
3. 日本放送協会の業務の状況及び放送事業の振興の方策
4. 無線設備の改善の方策
5. 電波の利用に関する業務及び技術の発達を図る方策
6. その他電波監理委員会の所掌に属する事項の状況

この規定に基づき、取りまとめられたのが電波監理委員会年次報告である。年次報告それ自体は決して大部のものではないが、当局が所管行政について年次で取りまとめたことの意味は、説明責任の観点からは大きい⁴⁵。なお放送史の観点からは、「放送番組の状況及びその改善の方策」という章が設けられていることが注目される。特に電波監理委員会年次報告（第2回 昭和25年11月から昭和26年10月まで）において、「自律規定の制定及び遵守について」という一節があり、放送が開始されたばかりの民間放送の放送基準についての取組が紹介されている⁴⁶。

業務の決定が議決によって行われ、その議事が公開され、内閣総理大臣に報告がなされ、さらに毎年内閣総理大臣を通じて国会に報告という流れができていたことは注目される。

ちなみに、行政委員会において内閣との独立性の点で議論になる「所轄」概念も重要で

⁴³ 同書、p360

⁴⁴ 同書、p.361

⁴⁵ 同様の取組としては、独占禁止法第44条に基づく公正取引委員会年次報告がある。これもまた、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年、独占禁止法の施行状況を報告するものである。この年次報告は、独占禁止白書と呼ばれており、法定白書である。

⁴⁶ 電波監理委員会『電波監理委員会年次報告』（第2回 昭和25年11月から昭和26年10月まで）電波監理委員会、p.13、1952

ある⁴⁷。電波監理委員会設置法では、「所轄」という概念が使用されておらず、電波監理委員会設置法第2条では、「国会行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づいて、総理府の外局として、電波監理委員会を設置する」と定めているにとどまる⁴⁸。背景には、行政管理庁が、「所轄」という概念の使用は内閣と電波監理委員会の「指揮関係の稀薄なることを示す故今回は避ける要あり」と判断したことがあった⁴⁹。行政管理庁は、公正取引委員会等の規定に見られる「所轄」という概念を用いて電波監理委員会を「行政委員会」として画一化するよりも、「総理府の外局」としてのみ規定することによって、エージェンシー・コストの抑制を優先させたと見られている⁵⁰。

エージェンシー・コストとは、官僚制が政権担当者の意向とは異なる利益に基づいて政策を歪曲する（Bureaucratic Drift）コストのことである⁵¹。

次に人員・機構についてである。電波監理委員会の人員は約3458人と、2位の中央更生保護委員会（1326人・法務府外局）や、3位の人事院（1313人）を大きく引き離している⁵²。監視、検査、標準電波、電離層観測、検定等の業務にかかわる職員がきわめて多いためだった⁵³。事務局機構自体についても、「電波監理総局」という他の行政委員会には見られない名称が用いられている（電波監理委員会設置法第20条第2項）⁵⁴。この「電波監理総局」には、下部機構として、「官房」の設置が認められている（電波監理委員会設置法第21条、第22条）。昭和26年10月1日時点でも事務局に官房を置く行政委員会は他に存在せず、公正取引委員会事務局でさえ、昭和28年の独占禁止法改正でようやく官房の設置が認められた⁵⁵。電波監理総局は、名称の特異性のみならず組織編成の上でも特殊性を備えて、他の委員会事務局以上のステータスを有していたと見る考え方もある⁵⁶。

47 伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成 組織と制度の行政史』東京大学出版会、2003において行政委員会を議論する際のキーワードになっている。

48 同書、p.177

49 同書、p.177

50 同書、p.177

51 同書、p.17

52 行政管理庁監察部編『昭和26年度業務報告別冊』行政管理庁、p.130、1952

53 荘宏「電波行政と行政機構改革」『電波時報』第6巻第9号、電波振興会、p.65、1951

54 伊藤、前掲書、p.178

55 同書、p.178

56 同書、p.178

3. 電波監理委員会の廃止

3. 1. 電波監理委員会廃止についての視点

電波監理委員会に関して概観したので、廃止について説明する。電波監理委員会の廃止については、吉田内閣の行政体制見直しの文脈で考えた説が見られる⁵⁷。

リッジウェー声明⁵⁸が昭和26年5月1日に発せられ、吉田内閣が政令改正諮問委員会を設置し、その答申で電波監理委員会を含めた行政委員会の廃止が固まったという流れである。その答申（『行政制度の改革に関する答申』）では、「行政委員会制度は、（中略）もともと、アメリカにおけると異なり、わが国の社会経済の実際が必ずしもこれを要求するものでなく、組織としては、徒らに厩大化し、能動的に行政目的を追求する事務については責任の明確化を欠き、能率的な事務処理の目的を達し難いから、原則としてこれを廃止すること。但し、公正中立的な立場において慎重な判断を必要とする受動的な事務を主とするものについては、これを整理簡素化して存置するものとする。」となっている⁵⁹。

しかしその考えには補足が必要である。行政委員会の縮減に向けた取組は昭和23年には既に始まっていた⁶⁰。また、その中で行政管理庁が事務局として重要な役割を果たした。

行政委員会の縮減を含めた行政整理に関して、終戦により国土及び国力の激減をきたしたにもかかわらず、官僚機構が機構的にも人的にも膨張を示し、国民の負担過重の原因となっているという考えから、各内閣は行政整理を政策として掲げていた⁶¹。行政委員会に関しては、昭和23年6月30日の臨時行政機構改革審議会の報告書で、その増加傾向に注目して、濫設をつつしむべきという方針が示されていた⁶²。昭和23年12月10日には、いわゆる経済9原則の発表があり、昭和24年度予算編成にも行政機構及び事務の徹底的簡素化等が均衡予算の重要な一環として取り上げられた⁶³。翌昭和24年1月4日閣議決定により、行政機構刷新審議会が設置され、行政管理庁に庶務が命ぜられた⁶⁴。この行政機構刷新審議会でも、行政委員会制度を全面的に再検討し、その事務が特に公正独立な判断を必要とするものに限ることとし、かつその規模は徹底的に縮小することの答申が2月10日に出さ

⁵⁷ 村上聖一「電波監理委員会をめぐる議論の軌跡」『放送研究と調査』2010年3月号、N HK放送文化研究所、pp.13-14、2010

⁵⁸ GHQ総司令官マッカーサーの後任のリッジウェーの声明により、日本政府は、総司令部からの指令実施のために発布された諸政令に再検討を加え、過去の経験並びに現在の情勢に照らして、必要かつ望ましいとみられる修正を、既定の手続きによって加えることを認められた。

⁵⁹ 行政管理庁管理部編、前掲書『行政機構年報 第三巻』、p.305、1952

⁶⁰ この点については、魚住真司「日本版F.C.C.の廃止過程：米国連邦通信委員会の申し子はいかにして廃止に持ち込まれたか」『同志社アメリカ研究』37号、同志社大学、pp.87-100、2001を参考にした。

⁶¹ 行政管理庁史編集委員会編『行政管理庁史』行政管理庁、p.97、1984

⁶² 行政管理庁管理部編『行政機構年報 第一巻』行政管理庁、p.127、1950

⁶³ 行政管理庁に行政整理に関する具体案の立案が命ぜられている。行政管理庁史編集委員会編、前掲書、p.98

⁶⁴ 同書、p.98

れた⁶⁵。2月25日には「行政機構刷新及び人員整理に関する件」が閣議決定された⁶⁶。続く3月29日の閣議決定により内閣に行政制度審議会が設置され、この行政制度審議会は、昭和25年4月21日に答申⁶⁷を出した。そこでは、行政委員会が当然に有する独立性の故に、議院内閣制度との調和を考慮しなければならないのであって、内閣の責任に留保されるべき種類の政策がこの種委員会の手で決定されるようなことは不適當であるとしていた⁶⁸。7月12日には広川弘禪氏が行政管理庁長官に就任し、事務局に、行政機構改革の実行案を作成するように指示した⁶⁹。10月10日には閣議決定「行政機構の簡素化に関する件」が出た。11月上旬には、行政管理庁が広川長官の構想を取りまとめている。ただしこれは、昭和26年以内に、講和条約が調印される見込みとなったので、占領軍当局の指示、示唆によって設置された機構についても再検討する可能性もあったため、外部には出されなかった⁷⁰。

そして昭和26年5月1日、リッジウェー声明が発表された。リッジウェーは、マッカーサーの後任のGHQ総司令官である。マッカーサーは、昭和26年4月に朝鮮戦争をめぐる方針の相違からトルーマン米大統領によってGHQ総司令官を解任されていた⁷¹。

そして、リッジウェー声明を踏まえて、いわゆる「政令諮問委員会」の設置が5月14日に行われた。政府は、民間の学識経験者に委嘱して、既存の諸制度を再検討させることにしたのである⁷²。委員会では、リベラルな財界人の側から行政の「減量政策」が必要との主張が出て、行政委員会がやり玉に挙げられた⁷³。

8月14日には、「政令諮問委員会」の答申発表がされている。この中で、既述のとおり、行政委員会の原則廃止という表現がされている⁷⁴。加えて、電波監理委員会については、電気通信事業の公共企業化に伴い、電気通信の監督及び電波監理事務と郵政事務を統合して通信省を設ける、という表現がされている⁷⁵。答申に基づく行政整理後は、1府12省になる予定だった⁷⁶。

⁶⁵ 行政管理庁管理部編、前掲書『行政機構年報 第一巻』、p.141

⁶⁶ 行政管理庁史編集委員会編、前掲書、p.98

⁶⁷ 行政管理庁史編集委員会編「行政機構の全般的改革に関する答申」『行政管理庁史』行政管理庁、p.112、1984

⁶⁸ 行政管理庁管理部編、前掲書『行政機構年報 第一巻』、pp.150-151

⁶⁹ 行政管理庁史編集委員会編、前掲書、p.113

⁷⁰ 同書、p.113

⁷¹ 国立国会図書館「人物紹介 | 日本国憲法の誕生」、国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/jinbutsu.html>) (2011/1/26 確認)

⁷² 委員については、まず木村篤太郎（元司法大臣）、中山伊知郎（一橋大学総長）、前田多門（元文部大臣）、小汀利得（日本経済新聞社顧問）、石坂泰三（東芝社長）、板倉卓造（時事新報社会長）、原安三郎（日本化薬社長）であり、後に田中二郎（東京大学教授）、石橋湛山が加わった。伊藤、前掲書、p.214

⁷³ 田中二郎『日本の司法と行政一戦後改革の諸相』有斐閣、pp.341-345、1982

⁷⁴ 行政管理庁管理部編、前掲書『行政機構年報 第三巻』、p.305

⁷⁵ 同書、p.305

⁷⁶ 伊藤、前掲書、p.223

この動きと前後して、行政管理庁でも行政委員会の評価が進められていた。

昭和26年6月から12月にかけて、行政管理庁は行政委員会に対する行政監察を2回に分けて実施している⁷⁷。1回目の日程は、①全国選挙管理委員会、②電波監理委員会、③中央更生保護委員会、④公正取引委員会、⑤文化財保護委員会、⑥中央労働委員会、⑦船員中央労働委員会、⑧公共企業体仲裁委員会、⑨国有鉄道中央調停委員会、⑩専売公社中央調停委員会、⑪公益事業委員会を対象に行われた。電波監理委員会への行政監察は、昭和26年7月5日に実施されている。評価は次のとおりである。

すなわち、無線局の免許、その開設の根本基準を定めること、無線設備の技術基準を定めること、無線従事者に対する国家試験の実施及びその免許、日本放送協会の監督、委員会の処分に対する異議申立の審理等が主な権限であるとした上で、設置以来今日に、各種の基準、規則等は一応整備され、民間放送の免許という困難な業務も処理済みであって、本行政は一般官庁において所掌させるに支障なく、必ずしも行政委員会を要するものとは考えられないという評価がされている⁷⁸。

この点に関しては、既述のとおり電波監理委員会の職員の大半が一般行政職であることを踏まえたものと考えられる。

個々の行政委員会の行政監察を踏まえた、行政委員会全体についての評価は第1次の行政監察の報告においてのみ記載されている⁷⁹。そこでは「行政委員会について、まず従来の単独制長官中心のわが国行政機構の体系に、少なからぬ民主的色調を加えるのに役立つこと、恣意的な行政の伝統をもつわが国において、時の政府によりある程度の独立性を有し、行政の構成を保持することに役立つことは、評価すべきであろうとしている。また、特別裁判所的機能を果たす場合、利害関係の調停的機能を果たす場合等においては、かかる制度は適当なものであるとしている。しかしながら、行政委員会の今後のよき成長は、わが国行政にうまみをもたらすものとして特例的には、これが存続を容認し得るが、全体としてかかる異例なる機構は、必要の極めて切実な部門又は場合以外は、能うかぎりこれを整理すべきであろう」としている。

そして、昭和26年8月28日の閣議決定により、新行政機構の具体案は、「行政制度の改革に関する答申」を参考とすることとなり、機構問題が行政管理庁にて立案されることとなった⁸⁰。一時は、1府9省案までまとまったが、最終的には1府11省案に落ち着いた⁸¹。

昭和27年4月5日に行政整理について正式に閣議決定がなされ、これに基づく各省庁設置法等の改正法案は、4月11日から5月初めにかけて総計38の法律案として国会に提出された⁸²。

⁷⁷ 行政管理庁監察部編、前掲書、pp.122-152

⁷⁸ 同書、p.128

⁷⁹ 同書、p p.124-125

⁸⁰ 行政管理庁史編集委員会編、前掲書、p.120

⁸¹ 同書、p p.121-122

⁸² 同書、p.122

3. 2. 電波監理委員会をめぐる国会審議

前述の閣議決定の後、昭和27年5月から、行政機構改革に関する諸法案の国会審議が始まった。電波監理委員会の廃止については、参議院で多くの批判が寄せられた⁸³。山田節男議員は電波監理委員会廃止後に設置される電波監理審議会についてこう批判している⁸⁴。

この電波監理審議会というものは、これに書いてある程度でも、これは準立法機関であり、準司法機関であり、且つ行政庁であると、こういう特殊なものなんです。それを一國務大臣の諮問機関としておく、そこに何か辻褄を合わせようというところに非常にぬえ的なものができて来る。

また小笠原二三男議員も電波監理委員会の廃止についてこう指摘している⁸⁵。

公益事業委員会、地方財政委員会、公正取引委員会等々のこの委員会のうち、存置せらるるものもあり、廃止せらるるものもあるという場合について、やはり理論的には一貫性を持つて、その存置の理由、廃止の理由ということが全体に亘つて明瞭でなければならんと思う、ところがそれはちつとも明瞭にされておらない。そうしてこの電波行政においてだけたまたまこういう結果になるということについては、一部再三申し上げておる通り、弱いところにメスが入つて来る。

これに対しては、佐藤栄作電気通信大臣は、電波監理委員会が今日扱っている仕事は、非常な大事な仕事であつて、政府としては、これは積極的に専任の國務大臣を決めて、その行政を遂行して参りたいと反論した⁸⁶。

結局7月22日の内閣委員会では、政府提出の郵政省設置法一部改正法案に沿って若干修正を加えた栗栖赳夫委員案と、国家行政組織法第3条第2項に基づく「委員会」として電波監理委員会を存置するという修正を加えた波多野鼎委員案が採決に付された⁸⁷。両案は可否同数となり、河井彌八委員長の決するところ、栗栖案が採択された。

こうして、7月31日に電波監理委員会が廃止されることとなったのである。

⁸³ 伊藤、前掲書、p.229

⁸⁴ 国立国会図書館「第13回国会参議院内閣・郵政・電気通信連合委員会会議録第2号」（昭和27年5月29日）、国会会議録検索システム ホームページ (<http://kokkai.ndl.go.jp/S-ENTAKU/sangiin/013/0900/01305290900002a.html>) (2011/1/26 確認)

⁸⁵ 同ページ

⁸⁶ 同ページ

⁸⁷ 伊藤、前掲書、p p.229-230

4. 電波監理委員会における聴聞

前章では、行政組織の観点から電波監理委員会の廃止をめぐる歴史を振り返ったが、注目されるべきは、行政組織の形態よりも、行政手続面⁸⁸において電波監理委員会の政策の透明性を高めていた聴聞制度である。聴聞という制度は行政官庁の一方的な権力行使による不当な結果を生ずることのないよう、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聞いて公正な結論を出すようにする制度であって、終戦後の立法において初めて、現れた行政民主化のための新しい制度であると、理解された⁸⁹。これは、電波法（昭和25年5月2日法律第131号）第7章（聴聞及び訴訟 第83条から第99条まで）のうち、83条から96条までに規定がある。なお、特に断りのない限り、この章で取り上げる電波法は、電波法初期の解説書である「荘宏・松田英一・村井修一『電波法 放送法及 電波監理委員会設置法 詳解』（日信出版、1950年）」時点での電波法⁹⁰である。

第83条で聴聞の事案が規定されており、電波監理委員会が聴聞を行わなければならない事項である必要的聴聞事項（第1項）と委員会が必要と認めて聴聞を行う事項である任意的聴聞事項（第2項）に分かれる⁹¹。必要的聴聞事項には次の3つがある⁹²。

第一は、重要な電波監理委員会規則を制定しようとするとき行うものである。これは、一種の準立法的機能と言えるものであるため、立法府である国会において、委員会が一般的関心及び目的を有する重要な案件について行う公聴会（国会法（昭和22年4月30日法律第79号）第51条）が参考とされたものと考えられる⁹³。実際に、電波法他二法律は、国会法第51条に基づいて公聴会にかけられた上、制定されている。

第二は、電波監理委員会が国民の権利をはく奪するような重要な行政処分をしようとするとき行うものである。電波監理委員会が、国民の重大な利益をはく奪するような重要な処分をしようとするとき行う聴聞は、警察的取締法規に見られるように、許可の取消等の行政処分を行う場合に、被処分者の弁明を聞き、行政官庁の一方的な権力行使による不当な結果を生ずることのないように行政行為を慎重にし、これに民意を十分反映させるために行われるものである⁹⁴。

第三は、電波監理委員会の処分に対する異議の申立があったとき行うものである。電波監理委員会の処分に対する異議の申立があったとき行う聴聞は、従来訴願法（明治23年法律第105号）に規定する訴願と性質は同じものであるとされたが、その手続は相当異なり、かつ、裁判所の第一審の役割をすることになっていた⁹⁵。

なお聴聞にかけて決定すべき事項を聴聞にかけないで、決定した場合は違法であって、

⁸⁸ 電波監理委員会の持っていた準立法的機能や準司法的機能に係るものである。

⁸⁹ 荘・松田・村井、前掲書、p.228

⁹⁰ 電波法は昭和25年に制定されてから、昭和27年7月31日法律第249号〔第一次改正〕まで改正がないので、制定時のものである。

⁹¹ 荘・松田・村井、前掲書、p p.227-228

⁹² 同書、p.228

⁹³ 同書、p.229

⁹⁴ 同書、p.229

⁹⁵ 同書、p.229

それが電波監理委員会規則であれ、また、行政処分であれ、いずれも無効になる。

重要な規則制定、重要な行政処分、異議の申立の3つについて、聴聞が義務付けられていた行政委員会には、他には公益事業委員会がある⁹⁶

重要なのは、聴聞の調書及び意見書（第93条）と、調書及び意見書に基づく電波監理委員会の事案の決定（第94条）である。第93条では、まず審理官が結果を調書に記録しなければならず、その調書に基づき意見書を作成し、調書と意見書を電波監理委員会に提出しなくてはならないことが定められている。そして、この調書と意見書は公衆の閲覧に供されることになっていた。次に、第94条であるが、審理官が作成した調書及び意見書に基づいて、電波監理委員会は、事案の決定を行うのであり、調書及び意見書に基づかない、例えば全然新しい証拠に基づいて決定を行うことはできないものと解された⁹⁷。第93条で、審理官の作成した調書及び意見書は、公衆の閲覧に供され、広く一般国民の公正な批判に供されているので、電波監理委員会の行った決定が、審理官の作成した調書及び意見書と比較対照して、果たして妥当なものであるか否かは、国民が批判できるのである⁹⁸。これは、前述のとおり電波監理委員会の議決もまた「議事録として記録しておかなければならない。この記録は、電波監理委員会規則で定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならない。」（電波監理委員会設置法第16条第3項）となっていることとも関係する。

5. 電波監理委員会の実績

電波監理委員会は、前述のとおり制度上透明性を確保していたが、政策の遂行においても実績を残した。情報通信行政のうち、放送行政に絞っても、放送局の開設の根本的基準を制定し、それまでなかった民間ラジオ局への予備免許の付与や、戦後実現することになったテレビジョンの方式制定やその予備免許の付与等を行った。放送行政におけるそれらの実績について、紹介する。

5. 1. 民間ラジオ局への予備免許付与と放送局の開設の根本的基準

電波監理委員会の大きな実績の一つに民間ラジオ局への予備免許の付与がある。もともと戦前には民間放送局はなく、戦後の放送制度改革でもある時期までは、民間放送局が認められるかどうかは微妙なところであった。それが、フェイスナー・メモ以降民間放送局が認められる方針となった。これにあわせて申請者も増え、電波三法が施行された後の昭和25年9月には、72社まで増えた⁹⁹。現在の放送局の状態からすると、このうちの大半が新聞社以外だったということは重要である。

⁹⁶ 公益事業令（昭和25年11月24日政令第343号）第60条第1項に規定がある。なお、占領期の改革で誕生した二十数弱の行政委員会の根拠法を確認した限り、重要な規則制定、重要な行政処分、異議の申立の3つともに聴聞を義務付けていた行政委員会は、稀である。

⁹⁷ 荘・松田・村井、前掲書、p.239

⁹⁸ 同書、p.239

⁹⁹ 日本放送協会『20世紀放送史』（上巻）日本放送出版協会、p.287、2001

このため課題となったのが放送局の開設の根本的基準だった。

実際に民間放送を始めるには免許制度の整備が重要になる。電波法においては、放送局も無線局の一部類であるので、まず無線局の免許申請に関する条文に従うことになる。

これは、電波法の第7条に規定がある。第6条（免許の申請）に定める申請書を受領したときは、①工事設計が技術基準に適合すること、②周波数の割当が可能であること、③当該業務を維持するに足る財政的基礎があること、に加えて、④電波監理委員会規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること、にそれぞれ適合しているかを審査しなくてはならないとなっている。

従って、電波監理委員会規則である無線局の開設の根本的基準をまず制定する必要があった。そして、無線局の開設の根本的基準について、一般無線局と放送局を一つの規則に押し込めるのが難しいと、草案作成時に電波監理委員会と事務局である電波監理総局とのやりとりで判明したため、放送局を除く無線局の開設の根本的基準と放送局の開設の根本的基準を二個とする方が可であるということに委員会の意見が一致した¹⁰⁰。

かくして、この根本的基準をまず制定するために、聴聞が昭和25年10月19日から行われた¹⁰¹。これは、第二回の電波監理委員会聴聞である¹⁰²。参加者は、安倍能成ら学識経験者と、NHK、民放申請社である。聴聞で強く取り上げられたのが、既設局との混信問題である¹⁰³。具体的には、送信アンテナの付近で、その電界強度が大きいため他局の放送が聞きにくくなる区域、ブランク・エリアの問題だった。原案では、送信アンテナの設置場所を選ぶときはブランク・エリアとなる世帯数ができるだけ少なくなる配慮が求められた¹⁰⁴。それは、新設局（即ち民放）には厳しい制限が課せられるが、既設局（即ちNHK）は免除されるという案であった¹⁰⁵。これは、当時のラジオの受信機の多くが、受信感度、選択度ともに低い再生式のいわゆる「高一」か「並四」が普通であり¹⁰⁶、もし民放が始まれば大多数の受信機が音の分類が困難で、ラジオが聴けなくなる地域もかなり出てく

¹⁰⁰ 網島毅『波濤 電波とともに五十年』電気通信振興会、p.351、1992

¹⁰¹ 10月19日から途中休みを入れて10月25日までの間に5日行われた。電波監理委員会『第二回電波監理委員会聴聞調書』（総務省図書館収蔵）電波監理委員会、p.1、1950

¹⁰² 同書。なお第1回の電波監理委員会聴聞は、昭和25年8月に行われていた。「無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準」が第1回の聴聞の議題だった。

¹⁰³ 日本放送協会、前掲書、p.289

¹⁰⁴ 原案の第6条に規定があった。即ち、「開設しようとする放送局のブランク・エリアとなるか又はその電界強度が既設又は予備免許を与えた標準放送を行う放送局の電界強度の十倍以上となる地域（その既設又は予備免許のブランク・エリアに含まれる部分を除く。）であつて、その既設又は予備免許を与えた放送局の放送区域に含まれる部分の中の世帯数は、開設しようとする放送局の放送区域でその既設又は予備免許を与えた放送局の放送区域に含まれる部分の中の世帯数の0.5パーセント以下であつて、且つ、三千世帯以下であること」を、放送局は満たさなくてはならなかった。電波監理委員会、前掲書『第二回電波監理委員会聴聞調書』、pp.9-10

¹⁰⁵ 日本放送協会、前掲書、p.289

¹⁰⁶ 並4とは、四球再生式ラジオのことである。

ることが心配された。

このため根本的基準案は、NHKの周波数割当など既存の状況をできるだけ変えない範囲内で民放の開設を認めていこうとしたが、これには、民放関係者が激しく反発し、修正を迫った¹⁰⁷。

こうしたブランチ・エリア問題が白熱したため、原案の「番組の不偏不党」、「公共の福祉に寄与する度合い」など、より本質的な問題は議論が深められないままに日程が終わってしまったとの評価がある¹⁰⁸。放送局の開設の根本的基準は、ブランチ・エリアの制限が緩和されるなどの修正がなされ、昭和25年12月2日に発表され、5日に電波監理委員会規則として公布された。

これと前後して、12月2日電波監理委員会は置局方針を発表した¹⁰⁹。内容は「東京にはさしあたり性格を異にする2局、他の都市は1局ずつ免許する」というものだった。結果、東京地区は、ラジオ東京と日本文化放送協会という性格を異にする局となり、大阪は最終的に置局方針より1局増えて新日本放送と朝日放送の2局となった。なお大阪の予備免許にあたっては、聴聞が昭和26年3月16～23日に開催されている¹¹⁰。

そのほか、名古屋地区は中部日本放送、仙台地区はラジオ仙台、広島地区は広島放送となった。

そして、昭和26年4月21日に、民間放送ラジオ局として、全国14地区16社に予備免許が付与された¹¹¹。

この予備免許付与の特色は次のとおりである¹¹²。

まず、行政地域ごとに別個の社とし、その地域と人的、資本的に関係の深い社に予備免許を与えたことである。次に、多くの社が新聞社を母体とし、各社はその報道機能や人材を放送事業に活用したことである。さらに、民間放送局用の周波数・電力の問題である。これについては、第1回予備免許当時、使用可能な放送用周波数帯はNHKがほとんど使い切っている状況で、民放用の周波数を生み出すためにNHK局の周波数割当の大変更が必要だった。電波監理委員会は昭和26年7月、NHKの135局のうち107局（占領軍向け放送用5局含む）の周波数を切り替え、民放用の周波数はそのときから使用できることになった。またラジオ東京に50キロワットの大電力局が認められたことも注目される。周波数の観点から民間放送局の参入を促したことは重要である。最後は民放局の増加が受信機の性能改善と不可分の関係とされたことである。その後、政府、NHK、メーカーの協力で、廉価・優秀なスーパーヘテロダイン式受信機の開発が進められた。

¹⁰⁷ 日本放送協会、前掲書、p.289

¹⁰⁸ 同書、p.289

¹⁰⁹ 同書、p.290。

NHK放送文化研究所『20世紀放送史（資料編）』日本放送出版協会、pp.80-81、2003

¹¹⁰ 電波監理委員会『第九回電波監理委員会聴聞資料』（総務省図書館収蔵）電波監理委員会、1951

¹¹¹ 日本放送協会、前掲書、p.290

¹¹² 同書、p.291

予備免許が付与された16社は、昭和26年7月「日本民間放送連盟」を結成した¹¹³。10月12日には、放送倫理綱領として、「日本民間放送連盟放送基準」を定めている。新聞倫理綱領、広告倫理綱領、NHKや米国NABの放送基準などを参考にしたものだった。

5. 2. テレビジョン放送方式決定とその予備免許付与

電波監理委員会の大きな実績として、次に挙げられるのが、テレビジョン放送方式決定とその予備免許付与である。テレビジョンについては、戦前はNHKを含めて本放送が始まっておらず、実験が行われていたにすぎなかった。そして、テレビ問題は難航した。

即ち、昭和26年9月4日、いわゆる「正力テレビ構想」の全容が新聞発表された¹¹⁴。これは、新会社が資本金10億円の他に借入金10億円を予定するもので、第1期計画で有楽町の読売新聞別館を日本テレビ会館としてスタジオを設置、都内の適当な場所に中央送信所を建設、映像10キロワット、音声5キロワットで6か月以内に放送を開始するものだった。第2期計画では、大阪と名古屋で放送を開始し、第3期計画として1年以内に全国の22か所に送信所や中継施設を設けて、全国テレビネットワークを完成するというものだった。さらに、全国の山頂をマイクロ・ウェーブで接続するマウンテン・トップ・システムを取り入れ、テレビ放送だけでなく、ファクシミリや電話など広範な通信網の整備を目指したことである。

各局の動きは次のとおりである¹¹⁵。日本テレビ放送網は昭和26年10月2日、電波監理委員会にテレビ局開設の免許申請を行った。NHKも10月27日、東京、大阪、名古屋のテレビ局と7つのテレビ中継網の開局について免許申請を行った。民放ラジオ局はこれに出遅れ、昭和27年6月にラジオ東京がテレビ兼営の免許を申請、中部日本放送と日本文化放送協会が続き、大阪テレビ放送が免許を申請した。

日本テレビ放送網とNHKが免許申請を行ったことで、どちらが先にテレビ放送を開始するかの戦いが始まった¹¹⁶。問題になったのは周波数帯域幅である。

両者の主張をまとめると以下のとおりである¹¹⁷。日本テレビは、6メガサイクルの周波数帯域幅を主張した。6メガはアメリカのテレビ方式である。正力側はアメリカの技術、スタジオ機器から送・受信機すべてを導入すれば、テレビ先進国アメリカとの技術交流や番組交流に即、役立ち便利であると主張した。NHKは、7メガサイクルを主張した。国内の技術・生産能力などの発展を図りながら漸進的に進むべきで、「天然色テレビ」の到来に備えるためにも7メガが妥当であるとした。

この対立が、いわゆるメガ論争である。昭和27年1月17日～19日の三日間で「白黒テレビジョン放送に関する送信の標準化方式案」に関する聴聞が開催された¹¹⁸。標準方式とは、

¹¹³ 同書、p.291

¹¹⁴ 同書、p.363

¹¹⁵ 同書、p.363

¹¹⁶ 同書、p.364

¹¹⁷ 同書、p.364

¹¹⁸ 電波監理委員会『第十三回 電波監理委員会聴聞資料 事案 白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案』（総務省図書館収蔵）、電波監理委員会、p.1、1952

テレビ送信に必要な規格のことであり、初めに委員会からおおむね次のような原案¹¹⁹が示された。①周波数帯域幅は6メガサイクル、②同期信号は電源周波数に対して非同期、③画像数毎秒30枚、④走査線数525本、というもので、②以外は、アメリカ方式だった。②は、日本の電源周波数が60サイクルと50サイクルの地域に分かれているため、全国普及のために電源にとらわれないものとする必要があったためである。

聴聞では激論が展開された¹²⁰。原案のアメリカ方式に賛成したのは日本テレビだけであり、NHKをはじめ無線通信機械工業会（後の電子機械工業会）やメーカーはこぞって周波数帯域幅7メガを主張したのである。

参考人として日本テレビが推薦した八木秀次¹²¹氏は、「カラーは先進国アメリカでさえ研究の途上であり、今後の技術の進歩を待つべきで、まず6メガの白黒から発足すればよい」と述べた。

無線通信機械工業会側の参考人高柳健次郎¹²²氏は「将来のカラーテレビを考えれば、周波数帯を広くした7メガこそ最適の標準方式である。受像機は間もなく国産品で足りるようになるだろう」と主張した。結局原案どおり、6メガ方式の採用が決定された。

委員会規則として¹²³、6メガ方式による「白黒テレビジョン放送に関する送信の標準方式」が決定されたことに対して、NHKと日本テレビを除く民放、メーカー側は直ちに異議を申し立てた。委員会規則の制定に対して、異議申立が可能かという問題については、決定書において可能であるという整理をしている¹²⁴。これについての聴聞が4月15日～5月2

¹¹⁹ 原案については、日本放送協会、前掲書、p.364。なお、民間ラジオ局への予備免許の付与の後、GHQは電波監理委員会の委員をアメリカに招待している。委員長、副委員長、坂本直道委員を除く4人が昭和26年4月23日から約3か月訪米し、FCCやアメリカの商業テレビ局などを視察した。この視察がその後のテレビの審査に影響を与えたと言われている。太田昌宏「電波監理委員会、2年2か月の激動～メガ論争からテレビ認可の背景～」『放送研究と調査』2003年2月号、NHK放送文化研究所、p.17、2003。

¹²⁰ 日本放送協会、前掲書、p.364-365。なおこの文献の同じ箇所において、後述する八木秀次と高柳健次郎の主張もまとめられている。

¹²¹ 助手の宇田新太郎博士と発明した指向性アンテナの八木アンテナで知られる。このアンテナは簡単な構造でありながら高い利得が得られる画期的なものであり、超短波、極超短波で使用されているTVなどの地上波放送の受信アンテナのほとんどがこの方式によるものと言われている。「八木秀次の代表的発明（八木アンテナ）」特許庁ホームページ、(<http://www.jpo.go.jp/seido/rekishu/pdf/08yagi.pdf>) (2011/1/26 確認)

¹²² 日本ビクター（株）の元副社長、技術最高顧問などを歴任。大正15年12月、世界で初めてブラウン管による電子式受像に成功し、「テレビの父」として知られる。

「高柳健次郎の足跡 技術情報 | ビクター」ビクターホームページ、(<http://www.victor.co.jp/company/technology/human/ashiato.html>) (2011/1/26 確認)

¹²³ 電波監理委員会『第十四回 電波監理委員会聴聞「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」決定に対する異議事件の決定書』（総務省図書館収蔵）、電波監理委員会、p.4、1952

¹²⁴ 電波法第84条に定める、電波監理委員会の処分に対する異議の申立に関して、この処

日のうち8日にわたって開催された¹²⁵。

電波監理委員会は6月10日に異議を棄却し、最終的に標準方式は6メガになったため、残るはどこに予備免許を付与するかになった¹²⁶。

これは、7月31日の電波監理委員会廃止の日までずれこんだ。この頃には、欠員のため電波監理委員会の委員は5人になっていた。結局この日夜の11時40分、採決が実施され、4対1で日本テレビだけに予備免許を付与することが決定した。賛成は委員長の網島毅、岡咲恕一、坂本直道、抜山平一の4人、反対は瀬川昌邦だけだった。この決定に基づき、テレビ免許の方針と措置が発表された。概要は次のとおりである¹²⁷。

<方針>

- テレビ放送事業は独占企業であってはならない
- テレビ放送局の置局は、さしあたり東京に2ないし3局、その他の都市には1ないし2局を適当と認め、NHKと民放の併存を原則とする。
- テレビ放送はさしあたり東京で実施し、その成果と中継回線の完成を待って逐次地方都市に及ぼすことが適当と考える。

<措置>

略

- 日本テレビ放送網＝予備免許を与える。（理由）工事設計は基準に適合し、財政的基盤も十分である。
- 日本放送協会＝予備免許を与える決定を留保する。（理由）放送法第37条により実施に必要な協会の収支予算、事業計画、資金計画を国会で承認する必要がある、それ以前の予備免許は適当でない。
- ラジオ東京＝予備免許を与える決定を留保する（理由）（略）
- 中部日本放送及び日本文化放送協会＝検討未了

分を具体的な公法的意味を持つ行為、又は直接に国民の権利義務に影響ある具体的行政処分と解するならば、抽象的な定をする規則制定は、処分のうちに含まれないこととなるのであるが、ここにいう処分をこのように狭く解釈することは妥当とは思われず、としている。電波監理委員会、前掲書『第十四回 電波監理委員会聴聞「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」決定に対する異議事件の決定書』、p 3

¹²⁵ 教育に関して、波多野完治御茶ノ水大学教授や、中谷宇吉郎北海道大学教授が参考人として発言し、7メガよりの発言を行っている。

電波監理委員会『第十四回電波監理委員会聴聞調書（その1） 事業「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」決定に対する異議申立について』（総務省図書館収蔵）、電波監理委員会、p.570（波多野）及びp.551（中谷）、1952

¹²⁶ 異議の棄却については、電波監理委員会、前掲書『第十四回 電波監理委員会聴聞「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」決定に対する異議事件の決定書』、p 2に記載がある。予備免許付与の決定に至るまでについては、日本放送協会、前掲書、p p .365を元にした。

¹²⁷ 日本放送協会、前掲書、p p .365-366

「方針」はまた「さしあたり東京の民放1局に予備免許を与えたが、(略)なるべく速やかな機会に、東京においては更にNHKを含み2局のテレビジョン放送局が開設されることを期待する」旨を述べている。

この決定を最後に電波監理委員会は廃止された。委員会が戦後の放送行政の基本を形成したことの意味は大きい。また、こうした政策決定の流れについて、聴聞を行ったことで制度的に資料が残るような仕組みになっており、現在でも検証できることは特筆すべきである。

6. 電波監理委員会の廃止後の取組

6. 1. 電波監理審議会と聴聞

電波監理委員会が昭和27年7月に廃止された後、その機能は郵政省に取り込まれた。実際、電波監理委員会の機能を引き継いだ電波監理審議会の制度については次のとおりである。

電波監理委員会廃止後における古い解説書(川島隆雄『電波法逐条解説』(学陽書房、1961年)を通じて、電波法を見てみると¹²⁸、「第7章 異議申立て及び訴訟」では、第85条で「第83条の異議申立てがあつたときは、郵政大臣は、前条の規定により申立を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。」としている。続く第86条で、電波監理審議会はその事案について聴聞を開始しなければならないと規定している。この聴聞であるが93条で次のとおり規定されている。審理官には、電波監理委員会の聴聞と同様に、調書作成義務、調書に基く意見書の作成義務と電波監理審議会への提出義務がある。そして、電波監理審議会には、これも電波監理委員会時代と同様に、調書及び意見書の謄本を公衆の閲覧に供する義務があった。

当然、第93条の2で、「電波監理審議会は、前条の調書及び意見書に基き、事案についての決定案を議決しなければならない」と規定されている。

また、電波監理委員会時代の規則制定や、免許の取り消しといった国民の権利をはく奪するような重要な行政処分に係る聴聞との比較だが、これは、「第7章の2 電波監理審議会」によれば次のとおりである。

第99条の11には、総務大臣が電波監理審議会に諮問をしなければならない事項¹²⁹が規定されている。具体的には①国民の権利義務に関する省令を制定、変更又は廃止するとき(第99条の11第1項第1号)、②無線局の免許又は無線従事者の免許の取り消し処分を行うとき(第99条の11第1項第2号)、③予備免許、工事設計変更の許可、放送事項の変更の許可又は無線局の周波数、若しくは空中線電力の指定変更等の処分を行うとき(第99条の11第1項第3号)である。もっとも、③については電波監理審議会が軽微なものと認めるものについて

¹²⁸ 川島隆雄『電波法逐条解説』(下巻)学陽書房、pp.84-98、1961

なお、電波法については、電波監理委員会の廃止に合わせて、郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律(昭和27年7月31日法律第280号)で、電波法に「第7章の2 電波監理審議会」が追加された。これ以降本書が刊行される昭和36年まで電波法の改正が行われたものの、聴聞の枠組に関わるものではなかった。

¹²⁹ 川島、前掲書、pp.104-106

は諮問を要しないこととされている。第99条の12第1項で、電波監理審議会は、①と②について諮問を受けた場合には聴聞を行わなければならないことを規定している。そして、第99条の12第3項で、この聴聞への第87条から93条の準用が規定されている。すなわち、この場合においても、調書及び意見書の謄本の公衆の閲覧に供する義務が電波監理審議会にはある。そして、第99条の12第4項では、こうして聴聞を行った事案については、電波監理審議会は、調書及び意見書に基づき答申を議決しなければならないことが規定されている。

結果、国民の権利義務に関する重要な省令の制定等や、免許の取り消し、処分に対する異議の申立には聴聞が行われなければならなかったので、電波監理委員会時代の聴聞と比較すると変わりがなかった。

こうした取組に関して、電波監理委員会は、現在の電波監理審議会へと改組されたが、公正で民主的な手続きによって電波行政を遂行するための重要な役割を担っていることには変わりがない、と評価されていた¹³⁰。

電波監理委員会時代に見られたような議事録の公開であるが、これについては電波法には明文の規定はない¹³¹。しかしながら、「審議会等の透明化、見直し等について」（平成7年9月29日閣議決定）を機に、郵政省は、審議会等および懇談会等における議事要旨および配布資料等をパソコン通信で公開することに踏み切っている¹³²。

なお、聴聞制度それ自体は、電波監理委員会・電波監理審議会に必ずしも限ったものではない。戦後GHQの検閲下に立案された行政法規の多くは、一定事業等の許認可の取消等の原処分の手続として、「公開の聴聞」「聴聞」「弁明の機会」等を規定したし、その傾向自体は講和後にも及んでいた¹³³。しかしながら、具体的な聴聞手続規定が法令上にほとんど定められておらず問題があると指摘されていた¹³⁴。こうした中で電波法の聴聞は昭和30年代には次のように評価されていた¹³⁵。

多くの法律は、ただ一ヶ条で聴聞の根拠、要件、手続を規定する。そこで認められ

¹³⁰ 郵政省大臣官房企画課審議会室監修『電波監理審議会40年のあゆみ』郵政省、pp.26-27、1992における塩野宏成蹊大学教授（当時）の主張。

¹³¹ 川島、前掲書『電波法逐条解説』時点での電波法第99条の10では、「電波監理審議会は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。」（第1項）、「電波監理審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。」（第2項）、この二つ以外は郵政省令で定める（第3項）、となっている。電波監理審議会議事規則（昭和27年9月3日郵政省令第24号）にも、議事録の公開については明文の規定がない。

¹³² 木村順吾『情報政策法』東洋経済新報社、pp.255-256、1999

¹³³ 兼子仁「行政事件訴訟特例法の実態—アメリカ行政手続法の影響をめぐって—」鶴飼信成編『行政手続の研究』有信堂、p.279、1961

¹³⁴ 兼子、前掲論文、p.279

¹³⁵ 高柳信一「日本における法の支配」『社会科学研究』第12巻第3号、東京大学社会科学研究所、p.40、1961

る諸要素は、最も簡単な場合は（イ）聴聞の事由、期日及び場所の一定余裕期間前の通知及び公示、（ロ）当事者又はその代理人の出頭、（ハ）公開にすぎない（例えば、風俗営業取締法五条等）。そのほか、（ニ）当事者の意見の陳述及び証拠の提出権（道路交通取締法七条）、（ホ）当事者以外の参考人の出頭、審問（電波法九一条）が認められることがあり、又（ヘ）行政庁に調書の作成が要求されることがある（電波法九三条）。しかし、（ト）審理のために特別の審理官を置き、（チ）当事者の争訟代理人選任権を認め、更に（リ）当事者の反対訊問権を認める立法例は稀であり、僅に電波法（八七条、九〇条、九一条）、私的独占禁止法（五二条）、海難審判法（三章）等に見出されるに止まる。

こうした評価があったことは注目されるべきである。

6. 2. 放送用周波数割当と放送局開設の根本的基準

ただし、放送用周波数割当と放送局開設の根本的基準の2つについては、透明性の観点から、若干の留意が必要である。

まず、放送局の免許にあたっては、放送局も無線局であるので、郵政大臣による周波数割当が重要になる¹³⁶が、この根拠が課題だった。

周波数の割当原則に沿って放送用に分配された周波数については、郵政大臣の策定する「放送用周波数割当計画」によって具体化され、「標準放送用周波数割当計画」「超短波放送用周波数割当計画」「テレビジョン放送用周波数割当計画」にさらに分かれていた¹³⁷。

これらの割当計画については次の4点が問題として指摘されていた¹³⁸。

第一に、周波数の割当原則とは異なって、周波数割当計画の策定に関する明示の根拠が存在していないことである。第二に、割当計画には、「割当原則」による放送用周波数のすべてが含まれているわけではなく、このいわば政府に留保された周波数の存在は、「割当計画」と「割当原則」を照合しても、どの程度留保された周波数が存在するか、また何故に留保されているかは、一般には知り得ないものとなっていることである。第三に、「割

¹³⁶ 制定当時の電波法第7条第1項では、電波監理委員会は申請書を受理したときは、それが周波数の割当が可能であることに適合しているかどうかを審査しなければならないこととなっており、昭和27年7月31日の電波監理委員会廃止に伴って、電波監理委員会が郵政大臣に変わっている。

¹³⁷ 塩野宏『放送法制の課題』有斐閣、pp.56-57、1989

ただし、この著作での記述は、初出が1970年の「ジュリスト」463号におけるものであり、その当時の分類である。

なお周波数の割当原則については、制定当時の電波法26条では、「電波監理委員会は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数及び割り当てた周波数の現状を示す表を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない。」とされており、昭和27年7月31日の電波監理委員会廃止に伴って、電波監理委員会が郵政大臣に変わっている。

¹³⁸ 塩野、前掲書『放送法制の課題』、pp.57-58

当計画」は割当原則を一層具体化した、一種の創設的な行政処分であるとも言えるが、法律の明示の根拠なくして、処分的性格を有する「計画」を策定し得るかどうかという法律問題が生じるということである。第四は、「割当計画」の策定手続については、法は何ら定めていないということである。

この放送用周波数割当計画については、昭和39年の臨時放送関係法制調査会の答申でも、法律の明文の根拠をもって、行われるべきであるとしていたところである¹³⁹。

そして、昭和62年のニューメディア時代における放送に関する懇談会（郵政大臣の私的懇談会）の報告書では、周波数割当計画の策定の根拠及び基本理念の法定化等の提言を行っており、昭和63年の電波法改正により規定が整備された¹⁴⁰。

もう一点が、放送局開設の根本的基準、即ち免許基準である。制定当時の電波法第7条第1項第4号では、電波監理委員会規則で、免許基準である無線局の開設の根本的基準を定めることになっていた。

このことについて、電波三法施行直後の解説書においては、「一无線局の開設の根本的基準は、前三号に適合することの外に第一条の法の目的に照らし公共の福祉増進のためにかくあって欲しい開設の基準を内容とするものである。この基準により電波監理委員会は前三号によっても果たし得ない基本的ないしは選択的な判定を下すこととなるのである」と主張されている¹⁴¹。

しかし、電波監理委員会が廃止され、郵政省の審議会としての電波監理審議会がこれに代わった現在において、同様の説明で、無線局開設の根本的基準の省令委任の合理性を主張し得るかどうかはなほ疑問であるという主張がある¹⁴²。

つまるところ、免許基準が行政立法に委任される仕組みは、準立法的機能を持つ電波監理委員会のときならばともかく、そうではない組織形態の変更がなされたときには、疑問であるということである¹⁴³。

昭和59年1月には、芦部信喜氏らの有識者で構成された放送通信制度研究会¹⁴⁴は、「放送制度に関する法政策研究報告書」を公表したが、そこでも次の主張がされている¹⁴⁵。即ち、「放送局の開設にかかわる無線局の免許基準は、法律の定めるところとすべきである」

¹³⁹ 答申では、「現在郵政省が作成し、用いている放送用周波数割当計画は、公共的な観点からする電波の使用目的の設定が必要であるとの見地からみて是認されるのみでなく、むしろ今後は、法律の明文の根拠をもって、電波全体についてこのような計画的使用が行われようようにする必要がある。」とされている。郵政省臨時放送関係法制調査会、前掲書、p.47、1964

¹⁴⁰ 片岡俊夫『新・放送概論』日本放送出版協会、p.201、2001

¹⁴¹ 荘・松田・村井、前掲書、p.104

¹⁴² 塩野、前掲書『放送法制の課題』、p.71

¹⁴³ 鈴木秀美・山田健太・砂川浩慶編『放送法を読みとく』商事法務、p.118、2009における整理を参考にした。この点に関しては、古くは奥平康弘「放送法制の現状と課題」『法律時報』第50巻第10号、日本評論社、p.13、1978においても、指摘されている。

¹⁴⁴ NHKの放送文化基金から助成を受けた研究会。

¹⁴⁵ 芦部編、前掲書、p.31-32（巻末付録ページ）

としている。より具体的には、放送局の開設にかかわる無線局の免許基準は、電波法自身により、郵政省令としての効力を有する放送局の開設の根本的基準に大幅に委任され、さらにそれが、郵政省内部の局長通達の形で行政方針として定められているが、免許基準は、放送を手段とする言論表現の自由の行使の前提にかかわるものであるから、法律の定めるところとするのが妥当であるというものであった。

その後、放送局の開設の根本基準の一部であった、マスメディア集中排除原則は変化があった。即ちマスメディア集中排除原則は、平成20年4月の放送法等の一部を改正する法律の施行により、無線局の免許要件として電波法第7条第2項第4号に規定されることとなり、それまで「放送局の開設の根本的基準」の一部として規定されていたマスメディア集中排除原則の具体的基準は、電波法第7条第2項第4号の委任を受けた独立した省令である「放送局にかかる表現の自由享有基準」に規定されることとなった。また、第176回国会（平成22年）において成立した放送法等の一部を改正する法律では、放送法第93条第1項および第2項（認定基幹放送事業者の認定要件）、電波法第7条第2項第4号（特定地上基幹放送局の免許要件）において、マスメディア集中排除原則の具体的基準の基本的な部分を法定化している。マスメディア集中排除原則の法定化の主張¹⁴⁶は以前から見られたところであり、それに対応を行っている。

7. 電波監理委員会の意義・教訓

以上、電波監理委員会の行政組織とは別に、行政運営の透明性とその実績、特に規則制定のような準立法的機能や異議申立ての審査のような準司法的機能における透明性について紹介し、電波監理委員会の取組が、情報通信分野における政策の透明性を確保する上で、当時としてみれば大きく注目すべきところがあったことを論じてきた。筆者は、この点にこそ電波監理委員会の意義・教訓があったと考えるのである。

何故ならば、我が国の行政一般について行政運営における公正の確保と透明性の向上が図られたのは、漸く平成5年の行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）制定である。同法の中で、不利益処分に係る聴聞手続が導入された（第3章第2節）。また、規則制定等の準立法的機能について意見公募手続（パブリック・コメント）が新設された（第6章）のは、更に後の平成17年6月の行政手続法改正によってである。また、行政機関の保有する情報について一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うするべく行政情報公開法（平成11年5月14日法律第42号）が制定されたのは、平成11年のことである。

したがって、これら行政手続法や行政情報公開法の整備の半世紀も前、しかも戦後すぐの時期に、電波監理委員会において、整備された聴聞手続や情報公開的な取組がなされていたことは、注目されるべきである。

なお、行政委員会をめぐる論議の中で、合議制の委員会は、国民全般に関わる行政ではないが、個々の紛争の解決、特に慎重な判断と公正な裁きが求められる分野に適しているということが判明してきている。そこで、情報通信分野では、平成13年に電気通信事業法が改正され、裁判官、弁護士その他の有識の第三者から構成される電気通信事

¹⁴⁶ 奥平、前掲論文、p.13

業紛争処理委員会が設置された。この電気通信事業紛争処理委員会では、電気通信事業者間の相互接続をめぐる紛争等を斡旋・仲裁等しており、実際にも、ADSLに関するNTT局舎スペース利用等に関する斡旋や、MNO¹⁴⁷とMVNO¹⁴⁸との間の裁定等において成果を挙げている。また、平成19年には電波法が改正され、斡旋・仲裁の対象は、無線局の開設等に係る紛争にも拡大されている。

さらに、平成22年に成立した放送法等の一部を改正する法律では、地上基幹放送の再送信同意に係る紛争等についてあっせん・仲裁と対象とすることとされた。これにより、電気通信事業分野のみならず、放送業を営む電気通信全般に係る紛争の処理を行う機関であることを示すため、名称が電気通信紛争処理委員会に改称されることになった。

このように、独任制の行政庁においても、準司法的な機能に関しては、積極的に合議制の委員会組織の活用がなされている。近年行政の透明性や紛争処理の政治的技術的中立性確保等の個別の課題に対応する法的枠組は、整ってきていると言えよう。したがって、行政委員会か独任制かといった二者択一の組織論だけでなく、独任制の行政庁であってもこれらの法的枠組みをいかに活用していくことに当たり、電波監理委員会の意義・教訓はそのような形でも生かすことができるのではないかと考える。

¹⁴⁷ 電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者と定義される。総務省「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（再改定）」2008年5月、総務省ホームページ、p.2、(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080519_1_bt1.pdf)（2011/1/26 確認）

¹⁴⁸ ①MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者と定義される。前掲「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（再改定）」、p.3

(参考文献)

1. 網島毅『波濤 電波とともに五十年』電気通信振興会、1992
2. 芦部信喜編『共同討議 ニューメディア時代の放送制度像』日本放送出版協会、1986
3. 電波監理委員会『電波監理委員会年次報告第1回』電波監理委員会、1951
4. 電波監理委員会『電波監理委員会年次報告』（第2回 昭和25年11月から昭和26年10月まで）電波監理委員会、1952
5. 電波監理委員会『第二回電波監理委員会聴聞調書』（総務省図書館収蔵）電波監理委員会、1950
6. 電波監理委員会『第九回電波監理委員会聴聞資料』（総務省図書館収蔵）電波監理委員会、1951
7. 電波監理委員会『第十三回 電波監理委員会聴聞資料 事案 白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案』（総務省図書館収蔵）電波監理委員会、1952
8. 電波監理委員会『第十四回電波監理委員会聴聞調書（その1） 事業「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」決定に対する異議申立について』（総務省図書館収蔵）電波監理委員会、1952
9. 電波監理委員会『第十四回 電波監理委員会聴聞「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」決定に対する異議事件の決定書』（総務省図書館収蔵）電波監理委員会、1952
10. 行政管理庁監察部編『昭和26年度業務報告別冊』行政管理庁、1952
11. 行政管理庁管理部編『行政機構年報 第一巻』行政管理庁、1950
12. 行政管理庁管理部編『行政機構年報 第三巻』行政管理庁、1952
13. 行政管理庁史編集委員会編『行政管理庁史』行政管理庁、1984
14. 長谷部恭男『テレビの憲法理論—多メディア・多チャンネル時代の放送法制』弘文堂、1992
15. 服部孝章「規制機関のあり方と免許制度」『法律時報』第67巻第8号、日本評論社、pp.22-27、1995
16. 開かれたNHKをめざす全国連絡会「～放送行政の独立機関化について提言します～「日本版FCC」でない独立放送委員会を」醍醐聡のブログ ホームページ (http://sdaigo.cocolog-nifty.com/teigen_dokurituhosoiinnkai20091023.pdf) (2011/1/26 確認)
17. 放送法制立法過程研究会編『資料・占領下の放送立法』東京大学出版会、1980
18. 池田信夫「「日本版FCC」なんていない」、言論プラットホーム アゴラ ホームページ (<http://agora-web.jp/archives/729924.html>) (2011/1/26 確認)
19. 池田信夫「日本に「情報通信省」は必要なのか?」、池田信夫の著作物 ホームページ (<http://www003.upp.so-net.ne.jp/ikedapc/japan17.html>) (2011/1/26 確認)
20. 伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成・組織と制度の行政史』東京大学出版会、2003
21. 自由民主党「平成18年党運動方針」2006年1月18日、自由民主党ホームページ (<http://www.fdp.jp/>)

- tp://www.jimin.jp/jimin/jimin/toutaikai/toutaikai73/houshin/houshin01.html) (2011/1/26 確認)
22. 兼子仁「行政事件訴訟特例法の実態－アメリカ行政手続法の影響をめぐって－」 鶴飼信成編『行政手続の研究』有信堂、pp.257-320、1961
 23. 片岡俊夫『新・放送概論』日本放送出版協会、2001
 24. 川島隆雄『電波法逐条解説』（下巻）学陽書房、1961
 25. 慶應義塾大学SFC研究所「シンポジウムレポート 第2回テーマ 「独立行政委員会（日本版FCC）は創設すべきか」」 『慶應義塾大学SFC研究所プラットフォームデザイン・ラボ GIEシンポジウム 情報通信制度改革三部作シリーズ：電波オークション、日本版FCC、NTT再々編』慶應義塾大学ホームページ (<http://gie.sfc.keio.ac.jp/sympo0911/log/1119.html>) (2011/1/26 確認)
 26. 木村順吾『IT時代の法と経済－競争力と公益の視点』東洋経済新報社、2001
 27. 木村順吾『情報政策法』東洋経済新報社、1999
 28. 国立国会図書館「第13回国会参議院内閣・郵政・電気通信連合委員会会議録第2号」（昭和27年5月29日）、国会会議録検索システム ホームページ (<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/013/0900/01305290900002a.html>) (2011/1/26 確認)
 29. 松田浩「「電波監理委員会」はなぜ葬られたのか!？」『ぎやらく』2000年10月号、放送批評懇談会、pp.12-17、2000
 30. 民主党『民主政策集INDEX2009』2009年発表、民主党ホームページ (<http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/INDEX2009.pdf>) (2011/1/26 確認)
 31. 村上聖一「電波監理委員会をめぐる議論の軌跡」『放送研究と調査』2010年3月号、NHK放送文化研究所、pp.2-17、2010
 32. 内閣府「平成16年第1回経済財政諮問会議議事要旨」2004年1月16日、内閣府ホームページ (<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2004/0116/shimon-s.pdf>) (2011/1/26 確認)
 33. NHK放送文化研究所『20世紀放送史（資料編）』日本放送出版協会、2003
 34. 日本放送協会『20世紀放送史』（上巻）日本放送出版協会、2001
 35. 奥平康弘「放送法制の現状と課題」『法律時報』第50巻第10号、日本評論社、pp.8-17、1978
 36. 太田昌宏「電波監理委員会、2年2か月の激動～メガ論争からテレビ認可の背景～」『放送研究と調査』2003年2月号、NHK放送文化研究所、pp.16-25、2003
 37. 塩野宏『放送法制の課題』有斐閣、1989
 38. 塩野宏『行政法Ⅲ[第三版]行政組織法』有斐閣、2008
 39. 荘宏・松田英一・村井修一『電波法 放送法及 電波監理委員会設置法 詳解』日信出版、1950
 40. 荘宏「電波行政と行政機構改革」『電波時報』第6巻第9号、電波振興会、pp.62-69、1951
 41. 総合研究開発機構電気通信産業研究会（第2期）『電気通信産業における事業者網相互接続に関する研究』研究報告書、総合研究開発機構、1998
 42. 総務省「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライ

- ン（再改定）」2008年5月、総務省ホームページ、http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080519_1_bt1.pdf）（2011/1/26 確認）
43. 総務省「原口総務大臣閣議後記者会見の概要」2010年1月5日、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/23366.html）（2011/1/26 確認）
 44. 総務省 今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム報告書」、2010年12月22日発表、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000095282.pdf）（2011/1/26 確認）
 45. 鈴木秀美・山田健太・砂川浩慶編『放送法を読みとく』商事法務、2009
 46. 高柳信一「日本における法の支配」『社会科学研究』第12巻第3号、東京大学社会科学研究所、pp.33-54、1961
 47. 田中二郎『日本の司法と行政－戦後改革の諸相』有斐閣、1982
 48. 田中則広「韓国KCC(放送通信委員会)とKCSC(放送通信審議委員会)～政治からの「独立性」は保てるか～」『放送研究と調査』2010年7月号、NHK放送文化研究所、pp.46-57、2010
 49. 通商産業省「検討課題5（ネットワークインフラ）論点メモ」『産業構造審議会第二回情報経済部会 資料』2000年6月、経済産業省ホームページ(www.meti.go.jp/report/data/gjoho12j.pdf)（2011/1/26 確認）
 50. 内川芳美『マス・メディア法政策史研究』有斐閣、1989
 51. 宇賀克也『行政法概説Ⅲ 行政組織法／公務員法／公物法 〔第2版〕』有斐閣、2010
 52. 魚住真司「日本版F.C.C.の廃止過程：米国連邦通信委員会の申し子はいかにして廃止に持ち込まれたか」『同志社アメリカ研究』37号、同志社大学、pp.87-100、2001
 53. 郵政省臨時放送関係法制調査会『答申書』郵政省、1964
 54. 郵政省大臣官房企画課審議会室監修『電波監理審議会40年のあゆみ』郵政省、1992
 55. 郵政省電気通信審議会「接続の基本ルールに係わるNTTの考え方」『電気通信審議会第4回接続の円滑化に関する特別部会公表資料（日本電信電話株式会社）1996年、総務省郵政事業庁(旧郵政省)ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/telecouncil/sougo/60701f10.html）（2011/1/26 確認）。
 56. 郵政省報道資料「11/12付:行政改革会議提出資料－情報通信行政の在り方－」、1997年11月12日発表、総務省郵政事業庁（旧郵政省）ホームページ（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/sonota/971112j902.html）（2011/1/26 確認）
 57. 在日米国大使館「Economic Relations - Major Documents」、在日米国大使館ホームページ（<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/e/jusa-usj-majordocecon.html>）（2011/1/26 確認）

参考資料 電波監理委員会の設置から廃止に関する略年表

年	事項
昭和20 1945	<p>太平洋戦争終戦(8月15日)</p> <p>日本の降伏文書調印(9月2日)</p> <p>GHQ「指令第一号附属一般命令第一号」(9月2日)</p> <p>GHQ「指令第二号」(9月3日)</p> <p>GHQ、外国語による海外放送を禁止(9月4日)</p> <p>新聞、「ラジオ」及び郵便検閲に関する日米会談(9月8日)</p> <p>オールウェーブ受信機の制限を解除する閣議了解(9月8日)</p> <p>GHQ、日本語による海外放送を禁止(9月10日)</p> <p>GHQ「言論及び新聞の自由に関する覚書」(9月10日)</p> <p>GHQのCCD(民間検閲支隊)による事前検閲開始(9月13日)</p> <p>GHQ「ラジオ・コードに関する覚書」(9月22日)</p> <p>GHQにCIE(民間情報教育局)設置(9月22日)</p> <p>GHQ「新聞の政府からの分離に関する覚書」(9月24日)</p> <p>「民衆的放送機関設立に関する件」閣議了解(9月25日)</p> <p>GHQ「新聞及び言論の自由に関する追加措置の覚書」(9月27日)</p> <p>GHQ「政治的、市民的、および宗教的自由の制限の除去に関する覚書」(10月4日)</p> <p>「民衆的放送機関設立に関する件」閣議了解についての日米会談(10月8日)</p> <p>GHQ「無線通信の統制に関する覚書」(11月20日)</p> <p>「日本放送協会の再組織に関するメモ」(通称ハンナー・メモ)がGHQのCCS(民間通信局)により提出(12月11日)</p> <p>情報局廃止(12月末)</p>
昭和21 1946	<p>ハンナー・メモによる日本放送協会の顧問委員会の第1回会合(1月22日)</p> <p>GHQ「地方ラジオ放送の検閲に関する覚書」(2月13日)</p> <p>逓信院が廃止され、逓信省再設置(7月)</p> <p>日本放送協会のストライキ(10月5日)、6日から国家管理放送(20日継続)</p> <p>GHQのCCSから逓信省次官に対する放送に関する法令の改正指示(10月10日)</p> <p>逓信省大臣官房内に臨時法令審議委員会設置(11月1日)</p> <p>日本国憲法公布(11月3日)</p> <p>連合国対日理事会第21-22回会議(12月21日、23日)</p>
昭和22 1947	<p>連合国対日理事会第23回会議(1月8日)</p> <p>逓信省電波局通知「新放送機関の設立について」発出(2月14日)</p> <p>逓信省電波局通知「新放送会社設立許可申請の処理について」発出(2月18日)</p> <p>臨時法令審議委員会による無線電信法第一次改正案の作成(2月25日)</p> <p>臨時法令審議委員会による無線電信法第二次改正案の作成(4月24日)</p> <p>臨時法令審議委員会による無線法案作成(6月21日。7月1日からは電波法と改称)、日本放送協会法案作成(6月24日)</p> <p>臨時法令審議委員会による放送事業法案作成(7月16日)</p>

	<p>GHQの放送事前検閲廃止、以後事後検閲(8月1日)</p> <p>GHQ「日本放送法に関する会議における最高司令部「示唆」」が示される(10月16日、通称「ファイスナー・メモ」)</p> <p>GHQと日本放送協会の会談(10月21日)</p> <p>逓信省椎熊政務次官、衆議院文化委員会で放送委員会について説明(11月11日)</p>
昭和23 1948	<p>逓信省、放送法案の基本方針を作成(2月)</p> <p>GHQのCCS放送課の報告書(5月8日)で、放送を含めたすべての電波監理に関する機関の設立について言及</p> <p>第2回国会に放送法案提出(6月)</p> <p>マッカーサーから芦田首相に対して、逓信省に代えて内閣に2つの機関を設置することを求める書簡が発出される(7月)</p> <p>逓信省、電気通信関係の省設置に賛成する趣旨の覚書をGHQから引き出すことに成功(9月9日)</p> <p>電気通信省設置法成立(11月30日)</p> <p>放送法案に対するGHQのLSの意見提出(12月2日)</p> <p>GHQ「新放送業務の設置についての許可の付与に関する逓信省あて覚書」提示(12月16日)</p> <p>放送法に関する日米会談(12月30日)</p>
昭和24 1949	<p>GHQのCCSとLSからの逓信省あて覚書の提示(1月4日)</p> <p>放送法案の再度取りまとめ(2月)、</p> <p>GHQから放送法案を第5回国会(1949年2月11日～)に無理に提出する必要なしとの見解が提示。</p> <p>日本放送協会の顧問委員会解散(4月)</p> <p>国家行政組織法施行(6月1日)</p> <p>電波庁設置(6月1日)</p> <p>電波庁取りまとめの放送法案要綱がGHQのCCSに提出される(6月17日)</p> <p>GHQのCCSバック代将から電気通信大臣あてに勸告(6月18日)</p> <p>電波庁案についての日米会談(6月23日)</p> <p>電波監理委員会についての閣議了解(9月2日)</p> <p>GHQの検閲廃止(10月)、日本放送協会のラジオ・コード発表</p> <p>電波三法案についての閣議決定(10月12日)、その後GHQのGS(民政局)に提出。その後GSは修正を要求。</p> <p>GHQのGSのリゾー次長と増田官房長官との会談(10月28日)</p> <p>GHQのCCS、GS同様に法案の修正を要求(11月14日)</p> <p>マッカーサーから法案についてのGSの修正を受け入れるようにとの吉田首相あての書簡が発出(12月5日)</p> <p>修正を行った電波三法案の閣議決定(12月19日)、GSの承認を受ける。</p> <p>電波法案と放送法案の国会提出(12月22日)</p> <p>電波監理委員会設置法案の国会提出(12月23日)</p>

<p>昭和25 1950</p>	<p>衆議院で、電波三法案が可決され、参議院に送付される(4月8日 電波監理委員会設置法案は原案通り、放送法案は、GSの承認しなかった点を除き26カ条、電波法案についても相当箇条の修正をおこなった上での可決)</p> <p>参議院で、電波三法案を可決(4月24日 衆議院送付案につき、放送法案についてはさらに4カ条、電波法には二カ条の修正を加えた)</p> <p>衆議院に回附された、電波、放送両法の参議院修正法案が可決(4月26日)</p> <p>電波三法の公布(5月2日)</p> <p>電波三法の施行(6月1日)</p> <p>電波監理委員会聴聞(放送局の開設の根本的基準の制定について)(10月19日～)</p> <p>電波監理委員会によるラジオ局置局方針の発表(12月2日)</p> <p>放送局の開設の根本的基準の公布(12月5日)</p>
<p>昭和26 1951</p>	<p>民間放送ラジオ局への予備免許の付与(昭和26年4月21日)</p> <p>マッカーサーの後任のリッジウェーが、占領下の法令を再審査する権限を日本側に移譲するとした声明を発表(5月1日)</p> <p>行政機関の見直しを審議する私的諮問機関「政令諮問委員会」の発足(5月14日)</p> <p>政令諮問委員会の答申最終案の決定(8月14日、電波監理委員会は通信省に統合されることに)</p> <p>サンフランシスコ平和条約に調印(9月8日、講和条約)</p> <p>日本テレビ放送網の、テレビ局開設に係る、電波監理委員会に対する免許申請(10月2日)</p> <p>NHKの、東京、大阪、名古屋のテレビ局と7つのテレビ中継網の開局に係る、電波監理委員会に対する免許申請(10月27日)</p>
<p>昭和27 1952</p>	<p>電波監理委員会聴聞(白黒テレビジョン放送に関する送信の標準方式案について)(1月17日～)</p> <p>電波監理委員会を含む行政委員会の整理統合を行うことの閣議決定(4月5日)</p> <p>電波監理委員会聴聞(白黒テレビジョン放送に関する送信の標準方式の決定に対する異議申立について)(4月15日～)→異議申立の棄却(6月10日)</p> <p>サンフランシスコ平和条約が発効(4月28日)し、日本が独立を回復</p> <p>電波監理委員会を廃止するための法案の国会提出(5月10日)</p> <p>電波監理委員会を廃止するための法案が成立(7月22日)</p> <p>日本テレビ放送網に、テレビ局の予備免許付与の決定。同日、電波監理委員会が廃止される。(7月31日)</p>